

平成30年白老町議会定例会6月会議会議録（第3号）

平成30年6月21日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時23分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 3号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 7号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第10号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第14 議案第11号 財産の取得について
- 第15 議案第12号 財産の取得について
- 第16 議案第13号 財産の取得について
- 第17 議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 末広東町通り跨線橋（自由通路）整備工事（桁等製作工））
- 第18 議案第15号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 報告第 1号 平成29年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第20 報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 - （1）株式会社白老振興公社平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画
 - （2）一般財団法人白老町体育協会平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画
- 第21 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 第22 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第23 意見書案第4号 ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改正方針に反対する意

見書（案）

- 第 2 4 意見書案第 5 号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）
- 第 2 5 委員会所管事務調査の報告
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第 2 6 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付）
- 第 2 7 休会について
-

○会議に付した事件

一般質問

- 議案第 1 号 平成 3 0 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 号 平成 3 0 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 号 平成 3 0 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 1 1 号 財産の取得について
- 議案第 1 2 号 財産の取得について
- 議案第 1 3 号 財産の取得について
- 議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度施行 末広東町通り跨線橋（自由通路）整備工事（桁等製作工））
- 議案第 1 5 号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 2 9 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
（1）株式会社白老振興公社平成 2 9 年度事業報告及び平成 3 0 年度事業計画
（2）一般財団法人白老町体育協会平成 2 9 年度事業報告及び平成 3 0 年度事業計画
- 報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
- 承認第 1 号 議員の派遣承認について

意見書案第4号 ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改正方針に反対する意見書
(案)

意見書案第5号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書(案)

委員会所管事務調査の報告

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間弘樹君
生活環境課長	本間力君
町民課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	池田誠君

建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
病院事務長	野宮淳史君
代表監査委員	菅原道幸君
アイヌ総合政策課長	三宮賢豊君
象徴空間周辺整備推進課長	舛田紀和君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君
病院改築準備担当参事	伊藤信幸君
消防課長	早弓格君
予防課長	笠原勝司君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員を指名いたします。よろしく願いいたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。
議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議会運営委員長報告。
議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。
本委員会での協議事項は、定例会6月会議の運営に関する件であります。
審議当日の配付としている議案第15号の人事に係る議案についてであります。古俣副町長から、提案の説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。
次に、意見書案についてであります。
各会派代表等から提出された意見書案第4号、第5号は、全会派一致提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。
以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎一般質問

- 議長（山本浩平君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
その前に、昨日の質疑について教育委員会のほうからブロック塀等々についての補足答弁がございますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 大変貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

昨日議長より白老中学校と竹浦小学校にごさいますブロック塀の建築基準について問題はないのかということでご質問をいただきました。鈴木課長から答弁をさせていただきましたが、改めて私からも補足説明をさせていただきたいと思っております。

ブロック塀の高さなど外見上目視できる部分に関しましては、基準に全て適合しております。また、ブロック内で使用されている鉄筋の太さ、長さ、あるいは間隔、そういったものについても実は基準がございます。これらについては目視できませんので、実際に確認するためには業者による調査を行う必要がございます。したがって、現時点でブロック塀の内部に関する基準については判断できないという状況でございます。ただ、いずれにいたしましても、ブロック塀の劣化や損傷等を確認して、早急に安全対策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 実際に該当するところはあるか、ないか、もし具体的にあれば。

○教育長（安藤尚志君） 今、目視できる範囲では、白老中学校のブロック塀が一部損傷がございますので、これらについてはきょう早速業者のほうで確認して対応してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） それでは、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 松 田 謙 吾 君

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員、登壇願います。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。1点目、町長の政治判断と責任について。

(1)、町長の政治判断と責任についての考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 政治判断と責任についてのご質問であります。

1項目めの政治判断と責任についての考えであります。私は、平成23年11月の町長就任以来、多くの町民の皆様からの負託に応えるよう、全力で町政運営に邁進してまいりました。この間、幾度も困難な場面に直面することもありましたが、議員並びに町民の皆様のご意見等を参考にしながら、最終的にみずから判断してきたところであります。今後においても多くの町民の皆様からの負託に応え、その任を全うしてしていくことが私自身の果たすべき責任と考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 松田です。私の質問趣旨が町長の政治判断と責任についてとなっておりますが、私のきょう質問したいことは、町長が再三使っていた政治生命、このことについて、

私はこの1点だけ質問したい、こういうことの趣旨であります。町長は、ただいま町民の皆様
の意見を参考にすると、こういうお話もありましたし、多くの町民の負託に応える。私も町民
の負託に応えた議員でありますから、町民の立場になって質問したいと思います。

このたびの町長の政治判断で苫小牧保健センターと覚書を交わし、町立病院を公設民営に方
向転換されました。みずからの判断で民営、無床化にかじを切り、その判断が町長の言う政治
生命をかけた判断であります。政治生命をかけた判断を約1年半、2月1日から465日目、30年
の5月22日に、町長としてみずからの政治生命をかける思いでどんな病院、どんな地域医療が
必要かと考えてきた。しかし、今回見直し、すなわち白紙に戻すことを図るということは、み
ずからの政治生命をかけ、確固たる政治判断をしなければならない。町長として町民、議会に
不安と混乱をもたらすことになったことは大変申しわけなく、私の不徳のいたすところと深く
反省している。このように述べております。今後も全ての課題に対し、将来最もいい結果をも
たらすために常に政治生命をかける覚悟だと、このように述べております。政治生命をかける
という言葉は何度も使われております。そこで、政治生命をかける町長が公言している政治
生命の町長の言う定義とは何ですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 政治のセイというのは、昔の言葉で言うと政（まつりごと）というの
がよく時代劇とかでも使われているのですが、政（まつりごと）というのはまちづくりそのも
のだと思っております。政治判断、政治生命というのは、まちづくり全体をかけてまちのため、
町民のために最善と思うことを進めていくということと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 松田です。町長は、今政治とは政（まつりごと）だと、このように言
われました。辞典の中では政（まつりごと）と書いているのですが、私は政治とは権力だと思
っています、私の解釈は。そして、それに命をかける。政治生命に命をかけるわけですから、
命、そしてかけるということは託すということです。ですから、真つすぐ言うと、政治生命の
権力を、すなわち町長の権力を命をかけて全てそれに託すのだと、私はこういう解釈をしてい
るのですが、町長の政治生命をかける定義と私の定義の解釈が相当違うのです。改めてもう一
度お聞きしたいのです。後からずっと出てくるのですが、私の解釈と随分違うのですが、町長
はそういう思いだけで、政治は政（まつりごと）だという解釈で、政（まつりごと）って何で
すか、ひもとくと。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 政（まつりごと）というのは、昔はそう言っていたということで、お
祭りとか、そういうイベントではなく、政（まつりごと）というのは政治、まちづくりそのも
のと考えております。松田議員は違うというお話ですけれども、私が聞いている中では権力も
含めて、まちづくり全体の今リーダーをやらせていただいておりますので、そういう意味では
言葉は違えど権力で、権力って余りよく使われることがないので、イメージがいろいろあるか
とは思いますが、権力を持ってまちづくりを導いていくということでは同じような意味合い

だと私は思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 政（まつりごと）って町民がどうして理解できますか。白老の町長ですから、少なくとも町民にわかりやすく、私はこういうことで政治生命をかけているのだという。わかりやすくしないと、政（まつりごと）ってわかる人いるかな、政治を政（まつりごと）だというのは。政治というのは、政治家、白老のまちの一番のトップ、一番の権力者です。町長の言うこと、このたびの苦小牧の展開したことも町長の権力だから、誰も何も言えないのです。ですから、後から言うけれども、政治家というのは私は権力だと思っています。それから、生命というのは、ただ一つしかない命です。人間の命。それに命をかけて託すというのは、私は後から言うのだけれども、何度も何度も政治生命をかけるという言葉を使っているのだけれども、命は一つしかないのだということをもう少し肝に銘じて町長のお仕事をしていただきたいなと、こう思います。首長（くびちょう）とも言いますよね、町長はこのたび首長（しゅちょう）という言葉を使ったのです。自分の立場を首長（しゅちょう）として、議会や町民の意見をこのたびは全く参考にせず、みずからの政治生命をかけた行動の結果に対して問われる責任、これは政治生命をかけた責任であると思っておりますが、この見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今言う結果というのは、判断をしたことの結果ということでよろしいですよ。新しい病院が今できているわけではないので、その病院づくり……

〔「私が言うのは苦小牧……」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 申しわけございません。

昨年から苦小牧保健センターとの覚書の中で新しい医療の形態を模索している中で、結果として苦小牧保健センターとの協議が今白紙になったわけではございますが、それに対して政治生命をかけてやるという私の言葉は確かに松田議員がおっしゃったところでございます。ただ、その過程、プロセスの中には議会の皆様方のご意見や町民の皆様方のご意見を聞いた中で、こういう形、今回のような決断をしたところであります。政治生命をかける責任というのは、これから新しい病院をつくっていくということで果たしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 責任とか結果というのはこれから何度も出てくるのだけれども、私が

ここで責任は、見解はと言っているのは、町長が苫小牧保健センターに政治生命をかけて、私の言っている政治生命というのは権力と命ということですから、町長と見解が違いますから、私は権力と命をかけて苫小牧保健センターに民営化を負託することに命をかけたその責任はと、こう言っているのです。だから、責任あったのですか、なかったのですか。かけた責任がどうなったのかということが私がここの部分で聞いているところなのだけれども、町長、政治生命をかけたら責任というのはここで一旦けじめをつけなければだめなのです。ここの部分ですよ、ここの部分できちんとした責任を私は町長の立場で話していただきたい。改めてお聞きいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 責任という言葉ではありますけれども、きちんと町民の皆さんにおおびを申し上げる中で、今後新しい町民に信頼される病院づくりをするというのが私の責任だと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私の考えと全くかみ合わないのですが、それでは政治責任とは誰が誰に何について責任を明確にする必要があるのですか、政治責任とは。町長が町民や議会、病院スタッフに対し病院の問題を明らかに説明をし、政治生命をかける政策形成を明確にしてその責任をされていないことの責任があるのです。私は、こういうことの町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 説明責任という中では、病院も特別委員会がございますので、そちらのほうで総括もしていきたいと思っておりますし、病院のスタッフ関係についても先日病院の中に行って説明をしてきたところでございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 今回の病院の形態を変えるということの考えは、私はその程度だったのかなと残念でなりません。政治生命をかけたその結果を、固唾をのんでその成り行きを見守っていた何も言えない町民に明確な説明すら今のところありませんよね。二転三転してもとのやさやへおさまった。言うなれば白紙に戻して有床でこれから進む。もとのやさやに戻した。町長の全く一人相撲だ、私はこう思っています。そして、苫小牧保健センターとの協議を白紙撤回、見直しの経緯をこの場で町長が丁寧に、議会にはある程度説明されたけれども、この議場の場で町民に丁寧に説明する気持ちはありませんか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今の苫小牧保健センターとの件については、先ほどもお話ししたのですけれども、これから特別委員会等々もありますので、その辺で総括をして、丁寧に話をさせていただけたいと思います。保健センターと白紙になってからもそうですけれども、幾度となく公設民営から公設公営に変えるとかという言葉で説明はしてきましたが、それをこれから

ある特別委員会の中で総括をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。町長として、病院をなくするほどの町民にとっては大問題を。25年に北大教授、宮脇教授を私的諮問機関として、町の財政9項目を検証してもらった。その一つが病院でしたよね。それほど大きな問題の病院を、後から私は話すのですが、このような形で政治生命をかけて一くくりにして、1年6カ月間町民を惑わした。こういう責任があるのです。そして、私は町長にこういう機会を与えているのです。こういう場で、この一般質問の場で言うと広報にもきちんと町長の謝罪の言葉が出るのですよ、このことに対する。ですから、私はこの場で町民にそういう言葉がありませんかと、こう言っているのです。特別委員会に幾らどんな言葉を使っても、特別委員会では町民の耳には伝わらないのです。ですから、こういうきちんとした場できちんと町民に町長が話すことが町民に伝わることだ。そういうはじめが大事だから、町長にこういうお話をしているのだけれども、今の段階の町長の気持ちを私はこの場できちんと話していただきたい。もう一度お願いをしたいのですが。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 繰り返しになりますが、松田議員がおっしゃるとおり、この1年6カ月の間町民の皆様にいろんな意味で不安を与えたというのは事実でありますので、その場をかりて本当におわびを申し上げたいと思います。その責任については、何回も言っていますけれども、これからつくる医療機関に対してきちんと信頼される病院をつくっていくというのが私の責任だと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。政治生命をかけた民営化、無床化の覚書を交わし、1年6カ月間、議会の要求にも耳をかさず、保健センターとの協議内容も明らかにせず、不透明なまま、町立病院の経営形態を公設民営化、病院骨格を無床診療所の政策判断を町民の安心感を確保するため、改めてかたい決意のもとに公設民営化とする。こう述べております。政策の見直しを再度行うことに対し、議会や町民、関係者に対し不安や混乱を招き、ひとえに首長（しゅちょう）として不徳のいたすところであります。申しわけない。こう申し上げているのです。私は、これは今私が読んだからこうだけれども、このことを町長に言ってほしかったの、先ほどこういうことを。これは、町長が言った言葉です。ですから、こういうことを町長という言葉で言ったらどうだと言ったのが私の先ほどの町長への提言なのです。今後も真摯に向き合ってまいります。これは、双方で白紙の合意をして22日後の話であります。病院スタッフ、職員、

病院がなくなる告知をした患者、全ての町民にどの時期にどのように明確な説明をしたのか、これからするのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 松田議員に申し上げます。

内容や方向に関しましては、そのために特別委員会を開いておまして、議会運営委員会の中でも内容についてはあくまでも特別委員会で質疑をするということで確認しておりますので、内容や方向性については今ここで述べる……

〔「内容や方向性でない」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 今方向性の話が出ましたので。

〔「このぐらい聞かなかつたら一般質問でないだろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ですから、特別委員会で。

〔「特別委員会……」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時37分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今の今回の政策判断の見直しにかかわっての今後の町民、または議会への説明という観点から私のほうでそれはお答えを申し上げたいと思います。

いずれにしろ、5月22日に、11月6日に出した政策判断についての見直しの件につきましては、町長のほうからこれまでの混乱を含め、不安感が出た、そのことも押さえながら謝罪も含めて、町長の見直しについてはお話を申し上げたと私は捉えております。そして、その中において今後の病院のつくり方については特別委員会の中で町としての方向性を改めてお示しをしながら、また病院の職員のほうにもそのことにつきましては22日の前にお話を申し上げ、それから町民の皆様方にも今後の経緯につきましてはしっかりとお示ししていくような、そういう進め方をしたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） もう質問する気がなくなったのですが、一つ二つだけ質問してみたいと思います。町立病院のこのたびの判断によって、町立病院の収支の悪化、それから体制維持が私は危機的状況になっていると思っております。患者さんに信頼され、笑顔と思いやりのある病院づくり、これが病院の基本理念ですよね。この基本理念が泣いています。病院の原点を取り戻せるのか。病院の経営形態は全部適用、全て町長の責任なのです。政治生命を二転三転させて、この責任は町長、どう考えていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町民も含めて病院のスタッフにいろんな不安を与えたのは、今るるお

話があったとおりでございます。モチベーションの話も議会で特別委員会でも出たところで、病院のほうにも説明に行きましたけれども、今までもそうですけれども、原点の話もありました。町民に信頼される病院づくりというのは、これは至上命題でありますので、私も含めて病院スタッフにもきちんとまた患者さんが戻るように体制づくりをきちんとしていかなければならないのと、不安があつてスタッフの中でもやめる、やめないような話もあつたのも聞いております。今は全力でスタッフの確保も含めて病院の当初出していた改善計画に数字がきちんと戻るように、一丸となって進んでいきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 首長（くびちょう）一人で政治判断をかける。命をかけると言っても、私は限界があると思います。限界があることを知るべきだと。多くの病院スタッフ、職員、部下の能力や町民の提言を信じるからこそ、まちにいい結果をもたらす。病院にいい結果をもたらす。政治生命がそこで初めて生きるのです。町長が言う政治生命をかけるというのはそこで生きるのだと私は思っているのです。このたびの1年6カ月の騒動は、終わったのではなく、これから始まりだと私は思っております。病院づくりの始まりだということを肝に銘じて、命のかげどころがこれからあるはずです。この騒動で何を失って、何が残り、そしてその責任をどう感じているか、このことをもう一度お聞きしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ひもときますと、私が就任してから財政が大変で、この病院の財政の問題も出てきたのが始まりだと思っております。先ほど宮脇教授のお話もございましたが、白老だけでなく、公立病院を扱っている市町村はどこもほとんどが赤字で、この問題に携わっていて、町村会の中にも自治体病院の協議会がありまして、その中でいろんな町長さん、村長さんが集まった中でお話をするのですが、赤字になる前提で、赤字をいかに抑えていくかというのが課題であると、それとあわせて地域医療をどう守っていくかということが大きな課題であると考えております。この1年6カ月の中では、財政問題も含めて医療機関としての苫小牧保健センターとの協議を進めてきたわけでございますが、何回もお話ししているように、一つの病院で完結型という時代は本当に終わったと思っております。これは、今後も新しい病院ができて地域で医療連携型で進まなければ、白老単独ではこの医療機関は維持できないというか、たくさんの財政負担になってきますので、連携できるところは連携していきたいと思っておりますので、この辺は町民の方々のご意見をこの1年6カ月の中でも、病院を利用していない人も実際にはいて、当初公設民営、ベッドゼロというのも賛成してくれる方もいらっしゃいますし、病院を廃止すれといまだに言っている方もいらっしゃいます。そんな中私が感じたのは、町民にとって町立病院は信頼される場所でなければならないというのが一番感じたところでもありますので、今利用している方、利用していない方にとってもきちんと救急医療も含めてその機能を確保して、安心を与えられる、そんな医療機関でなければならないと感じておりますので、これは今後の特別委員会の中でも白老町以外の胆振地域との連携も含めて白老町の医療機関をきちんと守っていき、町民に対しての信頼できる病院づくりに努めていかなければなら

ないと改めてまた認識したところでございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私は先ほど全部適用と言ったかな、全部適用ですよ、町長の全ての責任は。全部適用は院長ができるやつですよ。全部適用にして町長に責任を任すのも私は一つの方法だと。なぜこういうことを言うかということ、町長就任以来、もう約7年になる。6年8カ月ぐらいになる。この間ずっと見ていて、25年から病院問題、町長になってから丸5年、一向に進むどころか後退しているような状況。町長は病院経営をやる気がないなと私は前から思っています。それは、25年の6月に北大の宮脇教授を呼んで、そのとき廃止にした。廃止であるべきだ。そうしたら、町長が行政改革推進委員会、委員長は鈴木勝さんですよ、この方もまた病院は原則廃止にする。これは7月のたしか7日です。私は全部記憶しています。それから、役場庁内検討委員会、白崎副町長、これは25年の7月22日、これも原則廃止にする。こうだったのです。そこで、町立病院を守る会が危機感を感じて、7月29日に署名運動を始めたのです。そうしたら、町長が25年の9月の私の質問に病院を原則廃止する。ずっと廃止をしたいのですね、町長。だから、私は町長は廃止したいのだと言ったのです。そして、10月1日に町立病院の猪原院長に、病院はやめると。1年間の間に約9,000万円くらいの一般会計繰出金を圧縮させると、もしそうでなければやめるという脅迫じみたことを、9,000万円の大きな宿題をかけたのです。猪原委員長は約6カ月か7カ月でその宿題をクリアして、町長は26年の8月に病院を継続すると、こうです。29年の5月23日、そのことによって病院の基本構想をまとめて出した。そうしたら、2月1日に今度は民営化ですよ、誰にも相談なく。ですから、私が先ほど全部適用の院長に任せろと言ったのは、町長は病院づくりはする気はないなと私は思っています。そう思うのですが、私はそうすべきでないかなと思うのですが、町長、その考えはありませんか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私が就任してからの今までの町立病院のお話がるるございました。病院は、財政が大きな病院から始まったのですが、これは何回もお話はさせていただいているのですけれども、お医者さん、看護師さんを含めたスタッフの確保もこれからは、今も大変ですけれども、これからも大変になっていくことを考えますと、今までのような形態では今度は町立病院の存続すら危ぶまれるということを考えて、これはどこかの大学病院と連携をして、常にスタッフが入れかわるような形態の白老町立病院だったら私もいいとは思いますが、今のままだとお医者さんだと65歳で定年になって、次を探す。その事前に次を探さなければならないことも、いろんなことを考えて大きなところと連携をしていったほうがいいというのが私の考えでございます。改善計画を脅迫という言葉を使って、私は脅迫したつもりではなく、経営者、病院を運営するという観点で病院をどういうふうに赤字を減らせるかというのを猪原院長と相談をしながら改善計画をつくって努力をしていただいたというのが現状ということでございます。

全部適用とかの話もございましたが、そういうのもいろいろ含めて院長ともいろんなことを

相談しながら、ただ全部適用となると私が責任から外れて、別な方が責任をとるとか、いろんな課題があつてそこには至らなかつたということもありまして、今の現段階では全部適用はできないという判断でございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それで、最後の質問なのだけれども、私は町政に、まさに、病院に大きな禍根を残したと思う、いろいろ。責任のとり方というのがあるのです。これは、時を逸したらかななか、ごたごたもめるものなのです。とり方はいろいろあります。ですから、町政をこれだけ混乱をさせて、そしてあの町立病院が継続していけるかどうかの瀬戸際だと私は思っております。そういう責任も含めて何らかの責任というのは私はあると思っておりますし、とるべきだと、こう思っているのですが、町長の責任のとり方の時期を逸したらますます混乱する。きちんとした、時期を見計らうとか、そんなのでなく、そういうとり方であるのですが、そういう考え方は今のところ頭にありませんか、一つもありませんか。これで私は終わるのですが。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 責任のとり方でございますが、いろんな責任のとり方はあると思えます。私の現段階の責任のとり方というのは、やはり新しい病院をきちんと信頼される病院づくりをするということが私の責任だと思っておりますし、苫小牧保健センターと白紙に戻して公設公営にしたというのは、それは議会の皆さんや町民の方々の意見を反映した結果だと思っておりますので、これが町民の意見に反して何かをして失敗のような形で終わっているのならまた別な責任のとり方があるかなと思うのですが、今は新しい病院づくりに全力投入するというのが私の責任だと思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして12番、松田謙吾議員の一般質問を終了いたします。これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議1-1をお開き願います。議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,922万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,388万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月15日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。ページ数15ページの商工費、観光対策費の民族共生象徴空間受入体制整備事業の中で伺いたいと思います。

この事業の目的、効果、それをどう捉えての補正なのか。それと、委託料として130万円計上されておりますけれども、多文化共生まちづくりPR促進業務委託料を使っているものなのですが、こういったことを委託をされていくのか、その目的は何なのかを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 民族共生象徴空間受入体制整備事業の補正予算、この事業の目的でございます。今回補正させていただきました事業の目的としましては、巨大パッチワークづくりを通して住民主体の本町が掲げる多文化共生の取り組みの推進を図ること、これが1つ目の目的でございます。2つ目の目的としましては、その本町の多文化共生の取り組みを町内外に発信すること。この2つを目的として事業組み立てをしています。その効果ですけれども、今多文化共生のまちづくりに取り組んでいる巨大パッチワークづくりを通して、それをまず発信する、周知するといったところを一つ効果として考えております。

また、事業内容についてもちょっと触れさせてほしいのですが、今回大きく3つ事業内容を組み立てています。1つは、アイヌ文様、和風の布ですとか、あとハワイアンキルトですとかの世界各国の布を用いた巨大パッチワークづくりをこの事業の中で1つ行います。2つ目としましては、今回一般財団法人自治体国際化協会の全額助成金の採択を受けて実施するものなのですが、その採択要件の中に、国際化協会に登録されています多文化共生マネジ

ヤーという方がいらっしゃいます。その方と連携してやることと入っておりますので、その部分で旅費の費用弁償の中でそのマネジャーの札幌から白老まで来る費用弁償を入れさせてもらっていますけれども、多文化共生マネジャーを交えて、最終的にはハワイから講師の先生を招聘してワークショップ、講演会というものを今予定していますけれども、そのワークショップに向けた企画というものを実施することになっています。そういった巨大パッチワークづくりから始まりまして、最終的には講演会、ワークショップをやりますけれども、その部分を新聞社の協力をいただいて取材していただきます。それを新聞に広告を出していただく内容になっています。さらには、その新聞の広告を通して道民に対して白老町の多文化共生のまちづくりについてのアンケート調査を実施することになっております。そういったアンケートを通して、本町の先ほどの多文化共生のまちづくりを発信することと、その認知度が町内の人、町外の人に対してどういうふうに認知されているか、こういったものがこの事業に取り組む効果だと考えております。

それと、今の事業内容と重複するのですけれども、委託料の内容なのですけれども、こちらは先ほどの新聞社の部分の追跡の取材、取材はちょっと別にしまして、まずはハワイから講師の先生を招聘するための経費が1つあります。それと、新聞にその情報を載せていただくいわゆる広告料があります。それと、道民に対するアンケート調査に係る費用、この内容のものが組み合わさりまして合計130万円の委託料になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。前回1月でしたか、ハワイに道の要請もあって行きましたよね。私は単純な人間なものですから、ハワイ州へ行っていろんな観光誘致とか、周知とか、そういったことを含めて行かれたのだと伺って、あのときも協議がありましたけれども、多文化共生のそういったことも含めて行ったと捉えていました。今回行ったから、また来るようになったのかなとちょっと思ったのです、単純に考えて。そういうことで、本当に目的としてそういうことで来る、ただ来ていただくということなのか。それとも、白老の巨大パッチワークというのはアイヌの女性部の人たちが少しでも民族共生の意図、それからアイヌ文化の一つのものを全世界の人たちに見ていただきたい、広げていきたい。そして、象徴空間ができることを自分たちの手で祝いたい。そういったことが含まれていると思うのですが、ハワイアンキルトとアイヌ文様と、多文化共生なのだけでも、講師を旅費を出してまで招いてやるだけの、女性部もそういったことを希望しているのかなとちょっと思ったのです。私は、あくまでも北海道が一枚岩になって、北海道の人のアイヌ文化、日本全国にいらっしゃいますけれども、そういったアイヌ文化の文様を全世界に、ましてや地元の人たちがそういったことを皆さんに周知して、徹底しておもてなしの心で招いていきたい。その一つのあらわれだと私は捉えていたものですから、行政の考えでハワイからわざわざ迎えてまでハワイアンキルトを学ぶ必要が本当にあるのかどうなのか、その辺何となくしっくりこない。先ほど和風と、それからハワイアンの洋風のものを組み合わせる。そういうものを組み合わせて、作り方が変わっていくの、どんなふうになるのというような考えがちょっとあるのですが、その点が一つあります。

それと、もう一点は、先ほど言っていました自治体国際化協会助成金が全額支給なのだと。だから、町の持ち出し分はないということ。だから私はいいとは思っていません。助成金とかいろんなものがあるって、それを使うということは結構なことだと思うのですが、これをやるために、このことが必要だからこの助成金を探したのか、この助成金があるからこういうことをやろうとなったのか。必要でやるのか、助成があるからやるのか。もしかしたら、助成金があるし、1月に行っているから、そのお返しというか、そんなことでやるように曲げて捉えているわけではありません。本当に必要なのかなという、そういった意味で伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） まず、1点目の今回こういった事業にに取り組むきっかけになった一つには、本年1月に町長も含めてハワイに行きまして、今回招聘する先生とも町長はお会いされていますので、一つのきっかけにはなっております。

それと、巨大パッチワークの会がこういった取り組みを希望しているのかといった部分のご質問ですけれども、巨大パッチワークづくりの取り組みは昨年の1月から始まったのですけれども、昨年の3月の多文化共生シンポジウムでこの巨大パッチワークのお披露目をしたことから始まっています。その後昨年の8月に巨大パッチワークの会が立ち上がっております。巨大パッチワークの会の事業としまして交流事業というのも位置づけられております。もともとつくられた巨大パッチワークも全てがアイヌ文様の刺しゅうだけではなくて、例えば子供が着ていたTシャツの古着、そういったものを切り取って、その模様を入れたりだとかしております。巨大パッチワークの会としては、当然北海道の中でもそうなのですけれども、一つの視点として世界との交流といったものもできるのであればといったところが発足当時からございました。そういったことから、希望しているのかという部分では、巨大パッチワークの会としては希望していると町としては捉えております。

今回助成金獲得に動いた流れですけれども、8月に巨大パッチワークの会ができました。そういった思い、考えを持たれているということは当然町としても把握してございます。その動きとして、いろいろそういった交流事業をできるメニューがないかといったところを町のほうでちょっとリサーチしまして、今回自治体国際化協会の助成金というものがございましたので、そこに昨年の9月の末に実は申請をしております。当然そのときには、巨大パッチワークの会の方と話をした上で、こういう事業内容で申請することを考えているのだけれども、一緒にどうですかといったやりとりがありまして、申請をしております。その申請の後に、ことしの3月の下旬にいわゆる採択を受けまして、今回の6月補正において予算計上させていただいているというのが流れでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） わかりました。希望しているのであればいいのですけれども、何かしら行政側が進めていって、つくっている側がどうなのだろうというのがちょっと疑問としてありましたので、パッチワークの会を立ち上げた人たちが世界との交流をしたいということであれば、一つのきっかけづくりにはなるのかなと思うのですが、ただ一つ、今後道内のアンケー

ト調査もしていくということなのですが、パッチワークの周知、それから展示をして理解をしてもらうということは、全道、全国どこでも要請があればどんどんパッチワークを提供して張ってもらうとか、そういったことをやっていくのか。それにかかわって、パッチワークばかりではなくて、アイヌ民族の民芸品というのがありますよね、そういったところが外国から団体がいらっしゃるとか、そういったところで展示をしてほしいとか、そういった場合にはそういう展示をできる用意とか、そういうことの要請があれば対応できるようなものになるのか、その辺のお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） この巨大パッチワークづくりの周知、展示等を含めてなのですけれども、実はまだ巨大パッチワークの会ができる前ですけれども、たしか去年の2月だったかと思いますけれども、金融機関の3店舗で展示していただいたりですとか、あと巨大パッチワーク自身も昨年町内の飲食店に展示してお披露目したりですとか、現在もことしの2月から虎杖浜のふる川で大きいホールに展示しておりまして、町民を含めたお客様に見ていただいて周知を図っているというようなことをやっておりまして、そういった取り組みは基本的には巨大パッチワークの会としてもやっていきたいということは聞いておりますので、適宜、どこへでもとかということではないかもしれませんが、例えば町のほうで直接そういう要請を受けた場合は、当然相談しながらそういった展示、周知活動にはつなげていきたいと考えております。

あと、民芸品の部分です。実は今ふる川でも、巨大パッチワークだけではなくて、アイヌ刺しゅうをあしらったものを一緒に展示したりもしている実態としては1つございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。17ページの橋梁長寿命化事業の関係でお尋ねをしたと思うのですが、これと今回出ている橋梁の工事請負契約との関係がどういうふうになっているのか、説明でいえば原材料費を負担金のほうに振り向けたというような説明だったように記憶しているのだけれども、これとのかかわりも含めて、この中身をもうちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） 橋梁長寿命化事業に係る節の流用の件に関してでございます。

まず、当初私どもで考えていたのは、ここの部分に関してはJR北海道で部材、部品を用意していただいて施工までしていただくというようなことで協議を進めてまいりました。ただ、協議の中で先方から、ちょっと発注の時期がおくれる見込みがあると。ということは、つまり2020年までに施設が完成しないおそれがありますよというお話がありましたので、そこで協議をする中で、このくいの部材と、支承といたしまして上の桁と下部構造を、ダンパーといたしますか、支える部品になりますけれども、こちらの部品を町のほうで発注していただいてJR北海道にお納めいただくというようなことをすれば2020年の供用開始に何とか間に合いそうだと

いうこともありましてので、その関係する金額について2,400万円ほどということになります
が、負担金から原材料費に振りかえをするというような内容になってございます。一方、大
議員からお話がありましたけれども、後ほどご提案させていただく工事請負契約の締結の部分
に関しては、これはもともと町のほうでこちらは発注するという計画の中で進んでいたもので、
こちらはくい部材ですとか支承といった部品とはまた別のものだという事になってござい
ます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。聞き方が悪いのかもしれないけれども、要するにこ
こでの2,140万円という、これはこの橋とは全く関係ないものだという理解でいいのですね。
そうなりますと、この原材料費はどこで使う。JR北海道に補助を出すものを白老町が渡すと
いうことですよ。これはどこで使うもので、何でこういうことになるのですか。

それと、今回の工事請負契約については全くこの予算とは関係ないということの押さえでい
いのですね、そこだけはっきりしてください。

○議長（山本浩平君） 笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） 今私の説明が余りよくなかったかもしれません。

まず、今回のJR北海道の負担金という部分に関しては、バリアフリーに係る補助というよ
うなものを特別委員会でもご説明をさせていただいたところでもあります。それとは全く別なも
ので、JRの線路内での工事となった場合は私たちの施設であってもJR北海道のほうで工事
をしていただくと、工事負担金という形をとっています。ですから、今回のこの原材料費は、
地中に埋まる鉄製のくいと、それから桁と下部構造をつなぐ支承という、その部品そのものだ
けの話になっておりまして、それに関してはもともとJR北海道のほうで施行するから、そう
いった部品の納入といいますか、それもJR北海道でやるというようなお話で進んでいたの
ですけれども、JR北海道の発注の関係で工期が遅くなりそうだというようなお話もありました
ので、私たちのほうで発注をして、その製品をJR北海道に納めて工事をしていただくという
流れになるところでございます。

〔「どこに使うものなのですか」と呼ぶ者あり〕

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） まず、くいにつきましては、土中に埋まります。具
体的に申し上げますと、ホームのところには下部構造ができるのですが、その柱ができるので
すけれども、その下に打ち込むくいになります。

〔「自由通路に使う」と呼ぶ者あり〕

○象徴空間整備統括監（笠巻周一郎君） 自由通路の下部構造に係るその下の土中に埋まるく
い、それから上部構造に係る桁と下部構造の間の支承と、その部品について今回予算流用して
うちで発注して、JR北海道にお納めするというようなことでございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前 11時26分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

舩田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舩田紀和君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、桁工事の部分も、それから負担金からの節がえの部分についても同じ白老駅自由通路の工事及び資材となります。桁の部分につきましては、自由通路を架設する桁の骨組みとなる部分の工事製作の案件でございます。それと、今回出ておりますくい及び支承につきましては、その橋梁の土台となる部分での材料となります。先ほど統括監からご説明がありました部分について、桁製作という形で発注をさせていただいています。本来JR軌道内の工事につきましては受託工事という取り扱いになりまして、白老町の払わなければいけない費用負担分をお支払いをして工事発注をJR北海道側でしていただく仕組みになっております。今回その沓とくいについては本来受託工事の中で計上する予定でございましたが、先ほどの答弁の中でもありましたJR北海道側で受託として発注する予定の工事時期がおくれるという部分もございまして、くいと沓の製造する期間が非常に時間を要するものですから、その辺の部材作成が工事までに間に合わないということも起こりますので、その部分でそこを外して町側で部材のほうの部分を行うということで、一体の自由通路にかける桁、それから下部に必要なくい、それと上部と下部を結びつける部材として必要な部品であるということになります。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） ということは、上の桁をかけるのは町だよと、下はJR北海道でやるのだよと。だから、下の分について出すという意味かい。何かよくわからないのですよ、言っていることが。僕が今まで言っていたのは何かといたら、そういうことがわからない中で全部出てくるのです。だから、今の説明だったら上の桁は今回の四千何百万円あるでしょう、それで上の桁は町がつくるのでしょうか。

〔「桁自体の製作です。かけるのはまた別なのです」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 11時29分

再開 午後 11時29分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） そこはよくわからないけれども、大体わかった。要するに一体のものだということはわかった。私が聞きたいのは何かといたら、要するにJR北海道との負担分というのは一体どうなっているのということなのです。これはJR北海道でしょう。桁は町でつくるわけでしょう。桁はJR北海道でやると。もちろん町道なのです。だけれども、その中身というのは自由通路の横に2メートルのJR構内の通路もあるよね。合築でしょう。だから、

そういうことのJ R北海道との負担分はどうなっているのかと、何もわからない中で町の予算だけ出て、そしてこうやって契約が出てくるのですよ、全部。自由通路と書いているでしょう、だけれども3メートルは自由通路だけれども、2メートルは違うでしょう、J R北海道のものでしょ。そういうことを言っているのです。そういうことがわからない中で工事がどんどん、どんどん出てくると、おかしいのではないのと言っているのですよ、きのうから言っているのは。今回だってそうでしょう。自由通路だというのなら、はっきり分けて、自由通路の分がこれだけで、J Rの部分はこれだけだと。J R構内通路あるのでしょうか、エレベーターも4基あるよね、エレベーターはJ R北海道はこれだけつくって、町はこれだけつくると。そういうことが何も来ていないでしょう。金額の端数までのことを言っているのではないのです、僕は。そういうことがわからないで契約なんかを出してきたり、これはおかしいのではないかと、きのうから言っているのはそういうことで聞いているのです。

○議長（山本浩平君） 舩田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舩田紀和君） 金額のほうは今トータルの四千何がしの部分での試算はちょっと今出していませんので、桁の工事の負担割合の考え方についてご説明させていただきます。

基本的にこの資料にあります断面図の部分に3メートル部分と2メートル部分とございます。3メートル部分が町の管理する町道橋の自由通路部分であります。この部分については、町が負担する範囲となります。右側の2メートル部分、乗りかえ跨線橋の部分につきましては、J R事業主体のもとで補助事業を使いながらその部分については整備を行います。ただ、その補助のルールの中で補助金の国の部分と、それから事業実施主体であるJ R北海道、それと町という形で桁の部分に関し3分の1という形でのルールに基づいて費用負担は行っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そういうことで、今大淵議員からもトータルの話で、まだ施策の大枠の中で部分的に走っているよと言っていて、特別委員会もこの議会でも結構言っているのですけれども、そのときの質疑の答弁の趣旨で終わるのではなくて、必ず議会で発言して答えたことに責任持ってほしいなど、こう思いますので、これだけ一言言っておきます。

それで、11 ページの消費生活推進経費、今回消費者協会の補助金が落ちていますがけれども、これは前回の議会かな、3月かな、別な機会に私も含めて3人の議員から消費者協会が解散するということに対して、非常にその活動、町民に対する消費活動、消費者保護の部分で非常に懸念して、何とか存続するような形でということで、町もそれなりに答弁しているのです。だけれども、こういう結果になってきていますけれども、議会からの質問を受けて、何月何日、どういう方と消費者協会の存続あるいは方向性について議論されたのか、そしてこういう結果にいったのか。そして、今後消費者保護活動、これまで民間でやっていたけれども、これがなくなったことによって町民に対してどのような影響があるのか、それを抱えた部分が行政の中でどれだけの守備範囲になっていくのか、まず伺います。

次に、11 ページから12 ページにかけての高齢者生活支援システム事業、それと在宅老人福

社事業経費の委託料、使用料の関係についてであります。新年度予算の説明でも8月に事業終了すると言っていたのです。だから私も質問しませんでしたけれども、現実に6月補正で出てきました。そこで、6月補正で新たにシステム変更した理由です。本来は当初予算で1年間の予算を持っているのです。その理由、事業を変更する理由。機器が古くなったということではないです。機器が古くなっているのは前からわかっていますから、それ以外の理由。

それと、順がばらばらになりますけれども、11ページの緊急通報システム人感センサーの業務委託料の内容、同じく緊急通報システムの賃借料の内容。それと利用者について、まず当初予算での利用者と補正予算で上げる利用人員がどういうふうに変更しているのか。多少実数で変わっていると思いますけれども、それを言うとわからなくなるので、当初予算で予算要求したときの利用者の人員、今回補正予算で上げている利用人員。

それと、生活支援システム事業とありますけれども、現在のシステムありますよね、それと変更後のシステムあります。何点かあると思います。個々に比較して、どう違っているのか。それと、多分対象者に対して見守り携帯電話の意向調査しているはずですが。これの対象人員と回収率と内容とその意向はどうだったのか伺います。

まだ何点かあるけれども、私は予算規模は小さいのではないかと皆さん思うかわからないけれども、受けている側の町民サービスとしては大きい問題なのです。そういうことです。年度途中で高齢者システムが変わりますよね、当初予算と今回の補正予算の総額を比べて事業費がどのように変わっているのか。ふえているのか、減っているのか。それと、システム変更によって利用者に対するメリット、デメリット。それと、システム変更に伴って今までと比較して1人当たりの負担がふえるのかどうか。それと、今回システムづくり、ソフトづくりが変更になりますけれども、これは町が担当者として今までの分を改良しなければいけない云々で、ある程度町が主体となって制作しているのか、あるいは業者に丸投げして言いなりにやっているのか。業者の選考基準はどうだったのかということでございます。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 私のほうから、まず消費生活推進経費について説明をさせていただきます。

まず、消費者協会のほうと3月議会を踏まえて協議を行ったかどうかということなのですが、回数、それから何月何日かというところは済みません。今手元にございませんので、細かくは申し上げられませんが、事務局の方と担当課長のほうと協議はされたということは伺っております。結果として、4月25日だと思いますが、総会時点で解散ということに至っております。最終的にはNPO法人組織の判断でございますので、そこに関しまして結果としてそういうことになったということは事実でございます。

その中でまちとしては、消費者協会が各種事業を展開した中で広報紙の発行であったり、食の安心、安全、医療関係のほう、それから環境、省エネ、リサイクル等々事業活動していただいております。これらの部分については、今後もいろんな形で町民への影響というのはありますし、今回特に消費者協会に事務局を担っていただいております。白老消費者被害防止ネット

ワークの事務局をやっただけです。現在白老町消費生活センターのほうでも、特に最近では架空請求の被害と申しますか、そういった多発する部分は、これは全国、全道的にも件数が増えております。29年度の相談業務の中でも123件ありまして、大半がそういった相談業務になっております。そういう中で、消費者協会がやっただけのことをまちとしてまず事務局を移管しまして、その啓発、情報発信というものをとりわけできる範囲でまちとして進めながら、町民のそういった未然防止という意味で、詐欺だとか、そういった部分の被害に遭わないように未然防止に取り組むために今回6月会議のほうに上程させていただいたという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 私のほうからお答えいたしますが、答弁漏れがあればご指摘いただければと思います。

まず、今回の緊急通報システムへの携帯電話からの移行ということでございますが、現在116台の携帯電話につきまして意向調査を確認しているところでございます。この作業につきましては、8月中に終了予定ということになってございます。それで、現時点では、予算の話になりますけれども、緊急通報システムのほうに移行する方を73名程度見込んでおりまして、現在使用している携帯電話を引き続き使用者が使用したいということで、譲渡する方を43台と見込んでございます。

それと、委託料と使用料の関係ですけれども、まず在宅老人福祉事業経費の緊急通報システム人感センサーの設定業務委託料になります。こちらのほうにつきましては、緊急通報を既に設置されている既設者のうち今回人感センサーを設置希望されるというような方がいらっしゃれば、そういった方にも町の公費で設置をしたいということで予算上48名を見込んでございます。これにつきましては、携帯電話移行者につきましては人感センサー設置を希望された場合公費で設置をするというような仕組みになってございますので、既設者との公平性という部分で町のほうでも設置費用を見ているというところでございます。

それと、緊急通報システムの賃借料につきましては、内訳なのですが、まず携帯電話から移行された73名分の賃借料、それと人感センサーの部分につきましては先ほど申しました既に緊急通報装置システムがついている48名分、それと携帯電話から緊急通報装置システムのほうに移行された方49名等を見込んでおりまして、合計97台の人感センサーの賃借というような内容となっております。

それと、13ページの高齢者生活支援システム事業経費のほうの委託料でございますが、こちらのほうにつきましてはこれまでやってきている高齢者生活支援システムの保守点検業務委託料というものが、携帯電話の使用に関する部分なのですが、こちらのほうが8月に終了ということで9月分以降のほうを減額したという内容となっております。

それと、1人当たりの負担金という部分でございますが、まずこれまで携帯電話を使われていた方につきましては最低金額といたしましては1,650円ほどかかっておりました。これが今回緊急通報装置システムに移行となりますと月額2,624円、加えて人感センサーを設置希望さ

れた場合は540円の負担が生じるというようなこととなります。

それと、システム変更のメリットとデメリットということでございますが、このシステムに変更、携帯電話をやめるという部分でございますが、こちらのほうについては、これまで高齢者の見守り体制という部分で携帯電話のメリットとしては、外出時でも使用できるということで、体調に異変があった場合ですとか、そういった際のご本人の不安解消、あるいは電話を常時所持しておりますので、生活する上での利便性の向上ですとか、あるいは町外に息子さん、娘さんが住んでいらっしゃるとした場合、いつでも連絡がとれるといったような安心感がある生活ができたものと捉えております。デメリットといたしましては、今後携帯電話をやめて緊急通報装置システムとなれば、そういったものができなくなるというような部分でご迷惑をおかけすることになるのかなとは思いますが、こちらのほうにつきましては緊急通報システム、それと費用はかかりますけれども、人感センサーというものを加えて高齢者の見守りといったものをしていければなと考えてございます。

それと、当初予算の比較については、後ほど答弁させていただければなと思います。

○議長（山本浩平君） 若干答弁漏れ。

8月に終了すると言っていたけれども、その変更理由は何かというのがありました。

それと、もう一点、業者の選考の基準です。丸投げしたのかという質問が先ほどありましたので、選考基準。

これらの答弁をお願いします。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 変更理由でございますが、こちらのほうにつきましては平成22年に導入したものでございますが、導入から7年程度たちまして、まずは老朽化による携帯電話の故障というものがちょっと多くなってきたということでございます。それと、そういった故障への対応という部分で、ドコモになりますけれども、そちらのほうでも対応ができかねるというような状況でございまして、そういった部分で今後スマートフォンの導入という部分も当時検討はされているのですけれども、こちらのほうも費用が高額になるというようところで、加えてサーバー機器の更新等もございましたので、そういったところから多額の費用を要するということから、昨年来より緊急通報システムのほうに変更というようなことで、今回補正予算のほうを計上させていただいているところでございます。

それと、業者のほうにつきましてもちょっと確認をして、後ほど答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず、議長からも答弁漏れという話がありましたけれども、この辺も答弁あったけれども、業者の名前も出て、サーバーの云々と言っていましたけれども、こういうことは年度初め以前にわかるはずなのです。それをわかった補正予算とはならないですよね。だから、なぜ3カ月もたっていないときに、この町民サービス、まして約1,700円、今から見たら負担増になるのです。そういうことが補正予算でシステム更新しなければいけないのですかということです。もっと具体的に説明願います。これは、利用者も不満を持っているのです。

ですから、私が言ったように、この見守りの携帯電話は8月中といっても、2月に調査始まっているのですよ、一定。そして、事業が8月から始まるのではないのですか。それが8月に出るってどういうことなの。この結果をきちんとして、その調査結果によって人数が決まるのでしょ。人数もよくわからないのです。だから、今のシステムでこれとこれは何人、何人、そして今言った携帯電話がなくなって、これにかわる人は何人。そして、予算説明ではシステムの賃借料が73台分だと言ったのが今課長は97となったのです。だから、人感センサー、システムが変わる。今がどういうサービスをやっていて、これは残りますよと、これが変わりますよと、だから何人増減したということを正確に、正確とは言わないけれども、当初予算と補正予算でどういう数字になっているかということを知っているのです。そうでないと、私たちが聞いてもどんな事業が進むかわからないです。新年度予算ならもっと議論できたのです。ここへ上がってきているということは、当然その間いろいろ整理してきているのでしょ。そういうことです。ですから、もう一度利用人員についてはきちんと言ってください。

それと、システムの違いがまだはっきり整理されていません。生活支援システムが終わると言いながら、こっちの13ページの支援システムのほうには入らないで、なぜ在宅老人福祉事業のほうに、通報システムと関係がある人感センサーがこっちのほうに予算が入ってしまっているのか。だから、予算のことで総合的に今答弁できないというのは多分そうだと思います。そういうことですよ。システムには1,700円、今からオーバーするということですよ。これを確認しておきます。

業者の選考がどうなったのか。システムが変わるので、ドコモ云々ではないのです。今まで誰がやっていて、今度どこにかわったのか。今受けている人がこういう部分で変わるから、変えて今の業者も続くと、だけれども高くなったのだと。そういうことをきちんとして整理してください。1,700円負担するので、新たに。わからないうちに1,700円ふえるとはならぬです。

〔「整理してもらってから」と呼ぶ者あり〕

○13番(前田博之君) それを整理して、多分2,670円と540円かかるから3,280円ですよ。今まで1,650円と言いましたよね。間違ったら訂正して。では、予算のやつが出てから質問します。総額は私から言いません。

それと、見守り機能が終了するけれども、携帯電話の取り扱いありますよね。そのまま使用すると2,160円負担になるのです。今のまま使えるのですよね。それを今は町になっているのかな、法人から個人名義にかえて、だから負担する。ちょっとおかしいなと思うのです。今使えるものをなぜそのままサービスを提供してあげないのですか。

それと、緊急通報システム、これは使用料無料ですけれども、設置すると言っているながら、設置に当たって必要な条件ありますよね、それどうなっているか。

そして、緊急システム、これは無料なのだけれども、人感センサーの取り付けは先ほど有料になると言っていましたけれども、なぜこれが有料になってくるのか、そういう部分。

それと、消費者保護のほう、新聞報道では役員が高齢者になって、なり手がいないから解散

と言うけれども、本当の理由はどこにあるのですか。その辺は、もし本当にそうであれば、町でもなるべく存続したいと言ったのだから、私もきのうかおとといか質問しています。コミュニティのいろんな地域の活力が下がっているのです。そういう部分があれば、てこ入れしなければいけないのです。若い人を何とかするとかとすっきり任せないで。私もある程度聞いているのですけれども、役員が高齢者になって、なり手がいなかったというのは本当ですか。行政のほうに何か問題を投げかけられて、それが解決できなかったから解散に至ったのではないですか。そういう部分はどうか。

それと、町のほうでサポートしていると言ったけれども、土日祝日なんかは役場窓口はあいていないよね。消費者協会のときはあいていましたよね。誰がやるのですか。こういうときのほうが大事なのです。役所サイドではなくて、町民サイド、消費者の目線でやってほしいなと思うのだけれども、その辺どうなりますか。

○議長（山本浩平君） まず、消費者協会の問題。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 本当の理由というところでいきますと、捉え方、受けとめ方というところで全てきちんとお話が噛み合うかどうかは何とも言えないのですが、当然高齢化という意味合いも確かにあると思いますが、運営の中での金銭的な支援という運営費的な部分もございまして、まちとしての連携がきちんとできていたかどうかということも1つには重要な部分もあるのかなという捉えは担当課としては持っております。全てこれだというものはないかな私としても判断しづらい部分はあるのですが、結果として組織がこういった結果になった以上は、まちとしての前田議員がお話ししたとおりの相談の利用というのは、当然土日も含めまして平日は対応できるけれども、土日の不安というのは解消できない。そういう町民サービスという部分では低下するということは事実でございまして。

今後におきましては、まちの消費者協会組織のこれまでの実績を踏まえますと必要性は当然あるという認識は持っていますので、今後の中でまちが全てコントロールできる話ではないのですが、消費者生活、関係するまちづくりに関係する皆様方と、余り時間をかけるつもりはないのですが、早い時期にそういった必要性をきちんと議論しまして、何らかの形で今までのそういった特に今回の案件でいきますと消費生活相談という部分の捉えは、まちの消費生活センター含めていろんな体制を持っていくということは考えていきたいと。行政が全てできないところを補完いただくためにも、町民の皆様の関係者の協力が必要だという認識がある前提で取り組むと。まずは、ことし4月に入ってからののですけれども、特に高齢者の方がこういった相談が多く、毎週のように来ております。日々例えば金融機関にも協力いただいて、啓発チラシをうちの相談員のほうが回りながら各ネットワークの組織にはファクスを流して注意喚起を促している状態です。そういったところはできるだけやりながら、かつ厚みを増すためにも連携組織が必要だという認識はありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 高齢者の生活支援システムに関しましては、七、八点ぐらいありましたので、暫時休憩で、午後からしっかりとした回答をいただければと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 午前中に引き続きまして、前田議員の質問にお答えいたします。当初予算と補正予算の比較の部分でございます。在宅福祉老人事業経費は当初予算 264 万 4,000 円となっております。今回補正予算で 329 万 8,000 円を増額補正させていただきまして、トータル 594 万 2,000 円となります。次に高齢者生活支援システム事業経費につきましては当初予算 272 万 6,000 円で行ってまいりました。今回補正で 112 万円の減額補正になりまして、補正後の予算につきましては 160 万 6,000 円となっております。それとなぜ今回 8 月に解約なのかという部分でございますが、ここにつきましては、携帯電話の解約の経費がかからない方の携帯台数が一番多い月で 8 月の解約時期にさせていただきました。また、一方で確認作業を本年 2 月から手紙等を本人や家族の方送付をさせていただきまして、そこから移行確認作業をスタートしておりますが、なかなか手紙だけでは当然納得していただくことは難しい場合もありますので、当然面談という形で本人、必要に応じては家族とお会いして、こういうことで廃止なることなどのご説明をしているところから、時間を要することでの 8 月でございます。システム交換の大きな違いの部分でございます、見守り携帯のほうにつきましては歩数を確認のできる機能がありました。そういったものを翌日、町のサーバーから確認をいたしましてし、全く歩数計が動いていない現状で確認が取れば直ぐ本人に連絡をしたり、場合によっては自宅に訪問するなどしてまいりました。そういったことで見守り携帯という関係でありました。また従来からある緊急通報装置システムにつきましては基本的に何かあれば本人がペンダントのボタンを押すこととなりますので、これを押さなかりは、あらかじめ登録したところに通報が行かないということとなりますので、そういった部分ではまずシステムで大きな違いがあるのかなというところでございます。それで、そういったことも踏まえまして、今回人感センサーを設置をして対応するというようなことにさせていただいております。

それと、意向調査の中での苦情等なのですけれども、苦情等は当然でございます。今まで使えたものが使えなくなるというようなこととなりますので、そういった部分では理由といったものをきちんと私どものほうで納得いただくまで何度も足を運びながら、本人あるいは家族と面談をしているというようなことでございます。これは、今現在も続いているというような状況でございます。

それと、利用料金のほうなのですけれども、済みません。ちょっとこちらのほうを訂正をさせていただきます。午前中私のほうが緊急通報装置システム 2,624 円かかるというようなお話をさせていただきましたが、これは町が負担するものであって、利用者が負担するものではございません。したがって、緊急通報装置システム自体を利用する部分については負担金は

伴いません。ただし、人感センサーを希望された場合 540 円が月額かかるというようなことになっています。そういったことで、比較対照といたしましては、電話料金については最低 1,650 円と申しましたが、こちらのほうと比較していただくことになるというような形になります。

それと、携帯電話が使えるのになぜというようなお話がございましたが、こちらのほうにつきましては、携帯電話のシステムと申しますか、そちらのほうは当初フォーマ（FOMA）でスタートしています。今もそうなのですけれども、こちらのほうは既にもう新規の申し込みが申し込めないというような状況がございまして、それで当初それにかわるものとして何かということで、当然スマートフォンしかないというところで、そちらのほうも検討させていただきましたが、スマートフォンにしますと今あるシステムに対応ができないということで、新たにシステムに対応するように費用が伴うというようなところから費用面、それとスマートフォンにしたときに高齢者の方が使いこなせるのかどうかというような議論にもなりまして、ちょっと難しいのではないかと申しますが、緊急通報装置システムのほうに切りかえたというようなことと申します。

それと、今回の人感センサー新規利用の要件というところのお話もございましたが、こちらのほうにつきましては今回携帯電話から移行される方につきましては町のほうでも特例で人感センサーの設置は認めていくということでございまして、今後例えば新規で希望者が出てきた場合については、通常の手続ののりによって設置をしていくというようなこととなります。

それと、利用者数でございます。まず、緊急通報装置システムのほうにつきましては、当初予算では 48 台と申します。それで、今回の補正予算では 73 台ということで、予算上合計 121 台ということになります。それと、人感センサーなのですけれども、こちらのほうにつきましては緊急通報装置システムを既に設置している方ということで 48 台、それと携帯電話から移行された中のうち設置を希望されている方ということで 49 台ということで、今回の補正予算後としては合計 97 台という形になります。

以上です。答弁漏れ等があればご指摘いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 制度というか、システムが見直されるということは、これは答弁いただいたのだけれども、いろいろな利用の状況を見たら誰のための制度なのかなと思います。システムの機器の変更によって、これだけの影響が利用者には来ているわけですよね。その部分は間違いはないのかどうかと思って、本当に今の利用者が立っている立場での視点からシステムを変えたのかどうか、ちょっと伺わしいのですけれども、今利用者がありましたけれども、現実にこの制度によって 122 人かな、ふえたということとまずいいのかということと、私が聞いているのは利用者のサイドに立ってきちんとやってほしいということで今質問しているのだけれども、先ほどの見守りの意向調査の結果について何もないのです。はがきをやったり、職員が行っていますよね、それぞれ全部行くと言っていますよね。だから、何件訪問して、その中

で理解をされて、私は今言ったようにこれはやめますとか、こっちにかえますと、そういうことがきちんと丁寧に説明されて、それが事業としてどうだったのということ、そこを聞きたいのです。ただ事務的にはがきを出して、多分行っていると思うのだけれども、こうだよではなくて本当に。私自身が聞いてもよくわからないでしょう、もし該当者になったら。だから、そういうことで利用者の立場になって言っているのです。まずその分。

それと、料金が 540 円なのは間違いないのだけれども、携帯電話をそのまま利用すると 2,160 円負担しますよね。そのまま負担していくと、継続するとあるのです。緊急システムで電話をそのまま利用するのであれば、名義を白老町から利用者に変更するので 2,160 円。だから、変更したら 2,160 円かかりますよね、ずっと。540 円だけでないですよ。その負担をきちんと明確にしてほしいのです。

それと、予算で入りくりしたのだけれども、財政課長にも聞くのだけれども、高齢者生活支援システム事業経費、当初は今話していた 272 万 6,000 円あるのです。今回補正で 111 万 2,000 円落としているから、現実には残っているのが 160 万 6,000 円なのです。だけれども、こんどは先ほど言ったように人感センサーと緊急システム、これが一緒になりますよね、別でないですよ、制度の中で一緒でしょう。節は違うのだけれども、それを足すと今回補正やっている部分が 233 万 1,000 円ですから、合わせて 393 万 7,000 円になるはずですよ。計算してください。そうすると、差し引き 121 万円。この予算行ったり来たりしているけれども、トータルでやると 122 万 1,000 円ふえているのですよ。財政課長、わかっていますか、査定で。そして、ふえていながら、利用者はふえるけれども、今までより利用者の負担がふえているということなのです。その辺を明確にしてほしいと思います。そういう部分の査定がされているのかと。十分に理解して、そして補正予算に上がってきているのかと。まして、8月に6月の補正予算ですから、システムにかえるということで重要なことです。本来は当初予算で全部整理されて、皆さんに説明があって、納得してから進むはずですよ。私があえてここで言っているということは、それなりに内容を見てきて、あえて言っているのです。町の姿勢として大事ですよ、こういう予算を使うということは。一方の町民に今までの制度から見れば負担をかけて、そして町の費用もふえているのです。そうでないですか。まずその辺。

それと、消費者問題。今課長の 2 答目で説明がありましたけれども、何をこうするということのめり張りがなかったのです。それで、伺いますけれども、ここは大事なところですよ。消費者協会が今までやった会報かな、それを出して、非常に勉強になったし、私も入っていて、必要なのはコピーして関係者のお年寄りに配付しました。みんな喜んでいたので。そういうことが多分なくなると思うのだけれども、高齢者、若者、どこに相談に行ったらいいのだろうかという部分がある。そして、その具体的な事例については課長もわかっていると思うし、時間がありませんからここでは言いませんけれども、そういう部分でもう一度伺いますけれども、土曜日、日曜日、祝日、役所が窓口を開いていないときの相談窓口というのはどういう対応をするのか、もうやらないのか、また別なことを考えるのか、それをはっきり整理してほしいのです。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 土曜日、日曜日、祝祭日における取り扱いということで、済みません。手元に資料がないところでお答えできないところなのですが、白老町という捉えの中でいきますと、現実的には閉庁しておりますので対応はできませんが、これが全道規模、全国規模のフリーダイヤルとか、そういったところが恐らくそういう窓口としてあろうかと捉えておりますので、そういったところをまずはその時点の状況を見ながら、きちんと消費者で困っている方にお伝えしていくなり、そういった部分はきちんと情報提供する中で検討してまいりたいと考えますが、特に前田議員のご指摘の部分でいけば、我々の根本的にはいかに、今詐欺だとか消費者の問題になるそういうところが取り扱いを、例えば詐欺まがい電話させられる行為だとか、または振り込め詐欺のようにそういうことをしないようにしなければいけないと町民の方に認識してもらわなければいけないというのがまず原則だと思っています。そういう部分をきちんと理解する上での情報発信と、または相談としてのやりとりを受ける部分をきちんと、できる限り平日問わず受けるような体制をつくっていきたいのですけれども、ただまちとしてできる限界はあると思いますので、そういった部分は関係機関と連携しながら対応させていただきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 高齢者生活支援システムの関係でございますけれども、今回6月補正で高齢者支援システムを廃止して、その分廃止したことによって緊急通報システムに切りかえるという補正でございますけれども、ここで今回町のほうで逆に町が負担増となる部分については181万2,000円ということになってございます。それで、今まで携帯電話の見守り携帯を使っていて、その方が今回の廃止に伴って緊急通報システムへ移行するということについては、個人の負担はございません。もしかかるとすれば、それは人感センサーをつけることによって540円かかるということでございます。これはどういうことかということ、今まで緊急通報システムを使っている方で人感センサーは要らないという方もいらっしゃると思いますので、その公平性を考えた上で、新たに人感センサーをつけるという部分では負担をいただくということにしてございます。

それで、今前田議員が新たな負担増になるのではないかと言われたのは、今まで緊急通報システムの携帯電話を使っていた方がそのままその携帯電話を使いたいと言った場合は、これは個人の契約になりますので、その部分について町が個人の使用料を払うということにはなりませんので、それはそのまま継続して携帯電話として使いたい方についてはそれなりにご負担をいただくということになってございますので、今回の単なる切りかえの部分では基本的には負担増にはなっていないということでございます。逆に町のほうで確かに切りかえることによって先ほど申しました181万2,000円増になりますけれども、これはこのままのシステムを今後も使い続けますということになれば、先ほど高齢者介護課長も答弁したとおり、新たなシステム、何千万円とかかるというようなところ、それから機種も携帯電話でなくスマートフォンに切りかえなければならぬということでの経費、この辺を考慮した上で、これはやむなく緊急通報

システムのほうに移行せざるを得ないという判断のもとに今回このような判断をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 現在何件訪問しているのかという部分でございますが、あくまでも今見守り携帯として実際に確保してあるのは121台中116台でございますので、こちらのほうにつきましてはもう訪問をしております。まだ一部行っていないところもございしますが、こちらのほうについては8月中をめどに全て終わらせるということにしております。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 国民生活センター等の土日、夜間の対応というのが今確認している範疇でいけばなかなかないという状況でございます。済みません。訂正させていただきたいのと、あと我々今緊急情報という中で適宜町民の方に情報発信する際に白老町消費生活センターと、それから苫小牧警察署の生活安全課、それから白老交番を明記して、このネットワークの傘下にオブザーバーも含めて警察とも連携させていただいております。そういう意味では、土日の緊急時の対応という部分では警察との連携をもとに取り組んでいく当面の部分はございますので、現実的にこれまで消費者協会が土曜日、日曜日にどのくらいのボリュームで実態があったかどうか。済みません。今手元にきちんした情報がないものですから、何とも言えないのですが、これからの取り扱いに関しては状況を見ながら、特に土日に何かそういった相談業務が多いニーズがあれば、検討はしていかなければいけないかなとは考えているのですが、当面我々の行政機関でできる範囲で、今後町民の方々の連携を含めて検討はしていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 大変申しわけありません。先ほどの訪問の件で訂正をさせていただきます。

全件訪問させていただいているということをお話しさせていただきましたが、当然1回の訪問で終わるわけではございませんので、平均1件につき二、三回程度訪問させていただいております。また、当然携帯電話の制度説明、移行に関する説明ですけれども、対象者が高齢者になりますので、理解されないという部分が想定されます。そういった場合には家族のほうにも来ていただきまして、いろんな部分でお話をご本人、それとご家族の方にも説明をしているという部分で、1件につき大体2回から3回程度訪問のほうはさせていただいているという実態でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 財政課長から話があったように、私が言ったかどうかということは別にして、補正予算が目以外にも入り組んでくるよね、全体の予算として。今わかりました160万円ふえたと、それは予算説明でも、事業が変わったときに当初予算から半分ぐらい減るのですから、どうだということをきちんとしてもらわないと、予算の効率化とか、どう使われているかというのがわからないから、私はこんな細かく言いたくないのです、この立場で。だけれども、

先ほどの説明でわからないから、あえて整理してみたらこうなってくるのです。そういうことは、我々にわかるように、きちんと予算を適正に、こういう査定を受けて予算づけしているということをぜひやってほしいのです。その目的で私はあえて言っているのです。余り細かく言いたくないけれども、大事なことなのです。

それで、私が言ったように訪問件数何ぼあると聞いているのは、今いみじくも課長が答弁したとおりなのです。理解してほしいのですよ、お年寄りに。端的にまとめて言うと、自己負担の部分が長く続くか、その場であるかということ、あるいは自分のになるかということは別にしても、そのまま使用していくと手数料が2,160円かかるということですよ。そして、通報システムにかえれば固定電話にかえなければいけないということもあるのです。もう一つは、人感センサーに540円係ると。大きくはこの3つが制度が変わるのです。それをきちんとお年寄りに説明しないとわかりませんと。家族の人は入っていると言うけれども、それを町側はそのことをもって訪問して制度を理解してもらおうと言っているはずなのです。だから、何件行って、その中で理解して継続する。新しいシステムに継続する。私はお金がかかるからやめます。どうです。そういうことを整理されているかということを確認しているのです。そういうことを理解していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今回の見守り携帯の廃止に伴う事業につきましては、在宅老人福祉事業経費の329万8,000円の増と高齢者生活支援システム事業経費の112万円の減額という中で関連する事業でございましたので、以後この辺を意識して説明をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） まだ訪問しているご家庭もございますので、そういったものを踏まえましてしっかり訪問して対応させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議2―1をお開きください。議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,045万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,295万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月15日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正

予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 議3-1をごらんいただきたいと思います。議案第3号でございます。平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度白老町の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,901万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,647万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月15日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成30年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議4—1ページをお開きください。議案第4号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

次に、議4—13ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号から9号までの施行期日については、記載のとおりでございますので、朗読のほうを省略させていただきます。ご了承ください。

次に、議4—14ページの第2条、町民税に関する経過措置から議4—20ページの第11条の手持品課税に係る町たばこ税の部分につきましては、6月15日の議案説明会のほうで説明させていただきましたので、朗読を省略させていただきます。

続きまして、議4—23ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、原則として平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 議5—1をお開きください。議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議5—2ページをお開きください。議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、支給認定事務に係る受給資格の確認方法について変更等がなされたことから、同府令の基準に従い、または参酌して定めている規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及</p>	<p style="text-align: center;">受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及</p>

<p>び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 略 2 略</p>	<p>び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 略 2 略</p>
--	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 議案説明の中で文言の解釈がわかりませんので、ちょっと伺います。

議案説明の下段から上のほうに、同府令の基準に従い、ここはいいです。またはとなっていますよね。参酌して定めている規定について所要の整備を行うとなっていますけれども、参酌して定める。参酌はどのような範囲で、それでこれに対する所要の整備はどのようなことが必要になってくるのかお聞きしたいのと、新旧対照表を見ると同条の9項から11項に変わっているのです。これは多分こども園の関係だと思うのですが、これが9項の規定の範囲と11項になったときにどれだけ違いというか、枠が広がるのか。今まで9項ではめていたものが11項になって、救済措置というか、制度が広がるのかどうか。その2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） まず、1点目のご質問、参酌についての解釈でございます。参酌は、この基準に全て従いなさいということではなく、参考にしながら決めてくださいということで、その範囲につきましては申しわけございません。ただいま調べてから、また後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

それと、第15条の項の番号の変更でございますけれども、これは9項から11項になった理由としましては、地方分権に伴う条項の整理ということで、指定都市が今後行わなければいけないというような内容が追加されたことによりまして、それが今までなかったものが追加されたことによって項が変更になったものでございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時50分

○議長（山本浩平君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） お時間とりまして大変申しわけございませんでした。先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、参酌の解釈でございます。先ほども参考にしているということでお話しさせていただきましたが、もう少し詳しく申し上げますと、地域の実情に応じて変更が可能というような解釈ということでございます。ただ、今回は国の基準と同様に改正させていただきました。対象とな

るのが8条ということでございます。また、15条につきましては、先ほどもご説明申し上げました地方分権に伴いまして指定都市が認可等の事務が追加されたことによりまして、9条から11条に項が条ずれが起きたものでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 条文の新旧対照表はそのとおりですので、理解しました。

それで、参酌の部分で規定により所要の整備を行うということで、それではここで今説明を受けた意味の中で白老町にかかわるそういう範囲、該当するものがあるのか。それと、地方自治体云々というから、白老町の裁量権でできるものであるのかどうか。具体的にその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 白老町は、教育、保育施設につきましては認可は道です。給付費を受けるという確認作業を町が行っております。また、町にはないのですが、地域型保育事業につきましては、こちらの認可は町となりますので、もし今後こういう事業をやりたいということになりましたら、その認可は町の事業となっております。当然給付費の確認作業というのも町の事務ということになります。

○議長（山本浩平君） ほか質疑がございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 議6—1をお開きください。議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議6—2をお開きください。議案説明でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大等がなされたことから、同省令の基準に従う規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育の教諭となる資格を有する者</u>	(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律147号）第4条に規定する免許状を有する者</u>
(5)～(9) 略	(5)～(9) 略
4 略	(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</u>
5 略	4 略
	5 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。放課後児童健全育成事業のことで条例の一部改正で拡大をされるということでしたが、済みません。余りよくわからないものですから、新旧対照表を見たときに、改正前は教諭となる資格を持っている人ということなのですが、教育職員免許法に規定する免許状を有する者というのほどまで範囲が広がったのか、ちょっとわからないものですから、これを教えていただきたいということと、あとは追加として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものがあるのですが、現在運営している放課後児童健全育成事業の中で体制が変わるとか、変えなければならないという状況

はこの条例改正で起きるのかどうなのか確認をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ただいま2点ご質問がございました。

まず、第4号の教育職員免許法に基づきというものの解釈でございますが、今までは教員免許を有していれば支援員としての基礎資格を有しておりました。ただ、教員免許の更新制度が導入されてから、更新をしていない方も中にはいらっしゃるということで、更新をしている方が対象になりますということを明確に今回この改正でするものであります。

もう一つ、10号に追加されます5年以上の経験を有する者ということでございますが、その基礎資格の中にいろいろもともと有している資格、保育士だったり、社会福祉士であったり、そういう資格を持っている方が今まで対象となっておりました。その中に、今までは高校を卒業して2年以上の実務経験があれば対象となっていた方もその基礎資格の基準の中にはありませんでした。今回追加になったのは、高校を卒業していない方も5年以上実務経験があれば支援員の対象になりますというような改正でございます。これによりまして、今本町の児童クラブの職員体制についての変更というのは特にございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 吉田議員も質問しましたけれども、非常に身近な関係で、保護者から非常に強い関心があるのです。それで、まず1答目です。5年以上の云々というのは資格としてはわかりましたけれども、児童健全育成事業に従事した者と言っているのですけれども、これは例えばどのような職種というか、かかわってきた範疇になるのか。なぜかという、課長も説明したように、うちの条例を見ると9号まであって、いろいろ資格をやっています。今あったように、2年以上児童福祉事業に従事した者とか、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で町長が適当と認めるというのを9号でうたっているのです。答弁だと、10号には今度5年以上云々うたっているのだけれども、採用するとき5年以上あるというけれども、例えばどういうものがどうなってくるのか、それがちょっとわからないのです。どういうことを想定されているのか、申し込みするほうも選ぶほうも。もっと具体的に例を挙げて説明して、その範囲をどう捉えているのかということを知りたいのです。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 5年以上の実務経験でございますけれども、今児童クラブは支援員を各クラブで配置しておりますけれども、基準の中では各クラブ2名は支援員を置きなさい。基本としては2名置くこととなっているのですけれども、1名は補助でもいいですということになっています。今白老町では、1名は支援員と言われる職員を置いております。今回5年以上の実務経験を有する者ということで、例えば補助として児童クラブで5年以上経験したことがあれば、その段階で支援員の基礎資格を有するというようなことになるかと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 言葉で適正かどうかわからないけれども、救援措置ということですか、指導員の。だから、ここに放課後児童健全育成事業に従事すると、だから新たに雇う場合はど

うかということ。今言った部分の人は5年たてば指導員になれるわけでしょう。そうではなく、5年以上従事した者は町長が採用できるわけですね。ここに申し込みする人は、前にどのような育成事業に従事した人ですかということを行っているのです。ということは、全ての人ではなくて、結構お母さん方から言うと、仄聞する部分はやっぱりこの指導員の資質も問われるのですよ、個人差がありますけれども。そういう部分からいって、ある程度町も、9号まで決めて、今度10号になりますから、ここを追加したときに、今までこの育成事業にかかわったということは具体的にどういうものにかかわってきたのが採用の条件なのですかということを知っているのです。

○議長（山本浩平君） 児童クラブの補助要員でも5年従事したらオーケーだということ。

○13番（前田博之君） それはわかったのです。それ以外に採用する場合がありますよね、5年以上経験あるといったときに。それはどういうことを想定しますかということですか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時03分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） たびたび申しわけございません。

5年以上の実務経験ですけれども、あくまでも児童クラブでの経験ということではよろしいかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それ以外はないということですね。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） そのとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第7号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは、議7-1をお開きください。議案第7号でございます。白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

続きまして、議7-2をお開きください。議案説明でございます。介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成30年8月1日から施行されることに伴い、同令を引用している条項を整理するほか、介護保険法の一部改正により市町村の質問検査の対象が拡大されたことから、その求めに違反した場合の罰則規定について整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 略 (1)～(5) 略 (6) 略 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額	(保険料率) 第4条 略 (1)～(5) 略 (6) 略 ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額

<p>から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第13条 町長は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者</u>又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第13条 町長は、被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者</u>又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>
--	--

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第8号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 議8—1でございます。議案第8号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

次のページでございます。附則でございます。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2項、この条例による改正後の第14条第3項、第15条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第38条及び第39条の規定は、平成31年度以後の年度分の町営住宅の毎月の家賃について適用し、平成30年度分までの町営住宅の毎月の家賃については、なお従前の例による。

続きまして、議案説明でございます。公営住宅法等の一部改正に伴い、認知症患者等で収入申告等が困難と認められる入居者については、官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況をもって町長が家賃を決定することを可能とすることのほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

笠原予防課長。

○予防課長（笠原勝司君） 議9-1をお開きください。議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議9-2をお開きください。議案説明でございます。防火安全に対する認識や体制を確立し、火災被害の軽減を図ることを目的に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置状況が消防法等に違反すると認められる飲食店等の防火対象物について、その違反内容を公表することができる制度を設けるため、本条例の一部を改正するものである。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
	<p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第53条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。</u></p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第10号 白老町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 議10—1をお開きください。議案第10号でございます。白老町過疎地域自立促進計画の変更について。

白老町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月15日提出。白老町長。

議10—3をお開きください。議案説明でございます。過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として公示されており、総合的、計画的な自立促進を図ることを目的に、議会の議決を経て本計画を策定し、地域の振興と発展に資するさまざまな取り組みを進めているところである。このたび民族共生象徴空間の周辺整備に関する事業や災害時における避難所の環境整備に関する事業等、当初計画策定時に想定されていなかった事業を追加するため、本計画の一部を変更するものである。

なお、変更内容については、同法第6条第4項の規定に基づき、北海道とあらかじめ協議を行っているものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第11号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議11—1でございます。議案第11号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、パーソナルコンピュータ、台数、80台。

2、取得予定金額、1,456万9,200円。

3、取得の目的、役場職員用コンピュータ機器の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉。

次のページです。議案説明です。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 西田です。この入札に関してというよりもむしろ、役場のコンピュータを80台取りかえるのですけれども、全体の中の一体どの程度の量になっているのかということと実際にコンピュータを使っていてどの程度の耐用期間で更新しなければならないのか、壊れてしまうというのか、そういう状況にあるのか、その辺教えていただければと思います。

今後このように庁内でまたかえる必要があると思うのですけれども、大体どの程度のサイクルというのですか、実際に交換していかなければいけないのか、その辺伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） コンピュータ関係でございますけれども、まず台数のほうです。台数のほうにつきましては、現在使用しているものが446台ございます。この中に住基のシステムが入っているもので1人2台使っている場合もございますので、台数としては合計で446台で、そのうち今回は80台ということの更新になります。更新の考え方なのですけれども、基本的には使用できる期間は保守をかければ使用できるのですけれども、例えばOSといたしまして、ウィンドウズが7.7から8.1に変わったとか、10に変わったとか、そういう部分が大体10年間で保守が切れてしまうというところがあって、そういった部分が基本的には更新のタイミングと捉えております。サイクルは大体、物にもよりますけれども、5年から10年ということで、基本的にそういった形でのサイクルと捉えております。

○議長（山本浩平君） ほか質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第12号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議12—1をお開きください。議案第12号です。財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

- 1、取得する財産（物品）、パーソナルコンピュータ、115台。
- 2、取得予定金額、1,652万4,000円。
- 3、取得の目的、小中学校教職員用コンピュータ機器の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉。

議12—2をお願いいたします。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田でございます。先ほどと同じように、やはり台数とかをお伺いしたいと思います。

それと、追加で、先生の私物のコンピュータは実際にどのように管理していらっしゃるのかということと、あとそれからよくテレビでもデータを先生が持ち出してとかと言っていますけれども、白老町内の学校でのデータ管理というのはどういうふうにされているのか、その辺もお伺いしたいのですけれども。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 今回115台というのは、実は先生方が個人で今管理されているコンピュータ全体を全て、更新とはいいますが、新規にこちらのほうで購入して各学校の先生たち一人一人にお渡しするというので今回115台となっております。これは、現在学校のほうで例えばインターネットを見るものですかの部分についてはこちらのほうから各学校に1台から2台置いているものも含めて全て更新いたしますので、その部分も含めて115台ということとなっております。先生たちにこのパソコンをそれぞれお一人お一人にお渡しした後に、実は校務支援システムというものの導入を予定をしております。これが先ほど言った例えば個人情報管理ですとか、そういう部分の業務の効率も含めて今検討しておりますので、その部分については今後管理を徹底できると考えております。現在の個人情報の管理については、コンプライアンスといって各学校については今徹底はしております、個人情報漏えいしたですとかという問題事案については発生しておりませんので、その部分の管理については先生たち個人個人の部分にかかっています、徹底していると把握しております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 関連していたので、どちらで聞こうかと思ったのですけれども、パソコンの参考見積もりをとった上での入札になったと思うのですけれども、この単価について今計算したところ、取得価格に対して1台当たりの単価は14万3,686円になるはずですが、ちなみに、先ほどの議案第11号では1台当たり18万2,000円を超えていました。これは、例えばソフトだとか、また仕様、性能等でそれだけのものが必要だったのかどうかについて、その考え方について伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 詳しい部分はちょっと足りない部分があるかもしれないですけれ

ども、基本的には役場のほうのパソコンの80台のうちには住基ですとか通常のパソコン以外にセキュリティー用のソフトも入れているということで、その分役場のサーバーのセキュリティーのシステムと学校のほうとで若干違いがあるというのと、一番は先ほども言ったように住基だとか個人情報を取り扱う部分のパソコンのシステムだとかも入れながらになるので、若干役場のパソコンのほうの方が平均すると高くなるというような形と認識していますけれども。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第16、議案第13号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議13—1でございます。議案第13号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、高規格救急自動車、台数、1台。

2、取得予定金額、3,218万4,000円。

3、取得の目的、高規格救急自動車の更新。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、中川龍太郎。

次のページです。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度
施行 末広東町通り跨線橋（自由通路）整備
工事（桁等製作工））

○議長（山本浩平君） 日程第17、議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 末広東町通り跨線橋（自由通路）整備工事（桁等製作工））を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第14号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年6月15日提出。白老町長。

1、契約の目的、平成30年度施行 末広東町通り跨線橋（自由通路）整備工事（桁等製作工）。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約の金額、4,374万円。

4、契約の相手方、札幌市中央区北5条西2丁目5番地、五洋建設株式会社札幌支店執行役員支店長、櫻井克之。

次のページでございます。議案説明、1、工事場所、白老郡白老町末広町及び大町、白老駅でございます。

2、完成期限、平成31年3月20日。

3、工事概要、本工事は、JR白老駅の東側に位置する末広東町通り跨線橋が築後48年を経過し、老朽化が進んでいることや象徴空間開設に伴い通行量の増加が見込まれることから、自由通路としてのバリアフリー化を伴う改築を行うものであり、その自由通路及び合築となる乗りかえ跨線橋の整備の一部である橋梁部分の桁、鋼製橋脚部分の工場製作を行う工事でございます。

ます。

4、主要工種、(1)、橋梁計画、自由通路、橋長37.5メートル、有効幅員3メートル。乗りかえ跨線橋、橋長20.35メートル、有効幅員2メートル。

(2)、桁、検査路、鋼製橋脚製作工(工場製作)。1、主桁、横桁、鋼床版製作、46.2トン。2、検査路製作、8.2トン。3、鋼製橋脚製作、8.1トン。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番(前田博之君) 説明があったのですけれども、象徴空間の特別委員会でも、これのエレベーターをつけたり、その全体像が示されていないのですけれども、これは先に橋桁の工事をするということは、もう基礎が決まっているということは、上に建てる上屋というのか、そういうものもある程度設計を見込んでトータルとしてこの部分に着手するという見方でいいですか。これをやることによって議会からこれからそんなに大きなものは要らないとか、幅員だとかいろいろあると思います。あるいは、ここで言う乗りかえ跨線橋ってどういう意味なのかわからないのですけれども、全体像が見えない中でこの部分だけ出てくるということは何を議論したらいいのでしょうか。全体像はどうなっているのか、その辺を示していただけませんか。

○議長(山本浩平君) 笠巻象徴空間整備統括監。

○象徴空間整備統括監(笠巻周一郎君) ただいま前田議員のほうから全体像の部分のご質問にお答えいたします。まず、これまでの背景といいますか、若干のJR北海道との協議経過なども含めてちょっとお話をさせていただきます。JR北海道とのこういった事業実施に向けた協議、それから工事の期間を含めて、まずは計画の策定の協議、それから設計協議、それから工事の施工といった、そういった流れになってまいります。先方からは標準的な期間として最低限五、六年はかかるというようなことを、それぐらいの期間はかかるのだということを言われておりますけれども、今回整備する白老駅の自由通路、それからJRのバリアフリー事業、いずれにおいても3年間と、全ての期間を含めて3年間という標準的な期間より短期間で事業実施をしなければいけないという、そういった背景がまずあるというのはご理解をいただきたいと思います。

こうした経緯がございますので、本来であれば計画策定協議であったり設計協議というのを済ませて、なおかつ特別委員会とかにも全体をお示しして、それから発注というような手順というのが、これが理想的なところであるのは十分承知はしているところでありますけれども、今一部同時並行作業といたしまして、設計におきましても優先順位をつけて、できるところは先にやっていくというようなことで検討を進めている状況でございます。まだ全てにおいて、例えば自由通路、それからJRの乗りかえの跨線橋の部分なのですけれども、全ての設計が完了していないというような状況になっています。ただ、こういった中でも主要構造物となる線路をまたぐ橋の部分の今回上程させていただいているのですが、こちらの部分は最優先、一番最初に決めていかなければいけないということで最優先に検討させていただいて、構造等につ

いては決定をさせていただいています。そういったことから、今回この契約に関しては上程をさせていただいたところでもあります。

設計が完了していない主なものとしたしましては、この図にもお示ししているところの横に点線で描かせていただいているのですけれども、今回上程している桁等の外側に階段ですとかエレベーターだとかを格納する建物がございます。昇降棟と申しますが、この昇降棟については今現在可能な限りのコスト縮減の検討をさせていただいています。つまり必要な機能を確保しながら金額をぐっと圧縮できないかといったところを今やらせていただいておりますので、そういったものも全て出るというのはまだこれからもうちょっとお時間を頂戴することになりますので、早急に事業費を確定させていただいて、特別委員会でそういった内容についてお示しをしたいと考えているところでございます。

それから、前田議員のほうで乗りかえ跨線橋がわからないというお話だったのですけれども、町として整備をする自由通路と、実は今回JRのバリアフリー事業と申し上げておりましたが、そのホーム間を往来する通路につきましても今回一体構造として整備をしていくということで協議を進め、そういう形で決定をしております。ですから、ここの乗りかえ跨線橋部分については、将来的な管理者としてはJR北海道になります。ただ、今回町のほうで一体として工場製作を行って発注をかけることにはなるのですけれども、先ほど予算を流用させていただいたくいの部分があります。実はくいも町とJR北海道の共有の荷重を支えるものになりますので、JR北海道からの負担分というのが生じます。当然この上部工についても下部工についても一部共用部分がありますので、その部分については先ほどのくいの発注だとかの精算を含めて、後ほどJR北海道からこれだけお金がかかるので下さいということで、直近の議会で歳入予算のほうは補正をして対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 全体像がないことと、このホームを直すのに、どれだけの1日の乗客数があつて、どれだけの障がい者が使つて、その費用対効果というのがいまだに出てこないのです。あなたに何回も言っているはずです。

それと、もう一つは、これは白老町発注ですよ。家を建てるというのに、どんな家になるのか、どれだけの高さになるのか、トイレはどうなるのか、それもわからないうちに基礎だけやらせてくれという話でないの、これ。違いますか。それで予算を出しているけれども、多分可決するでしょう。そういうやり方って本当にいいのだろうか。岩城副町長、私が言ったように、副町長だって息子に仮に家を建てるといったときに、家を建てるから基礎だけやっておくから、息子にどんな家が欲しいかどうかと、ある程度2階になるのか、平家になるのか、どれだけの大きさになるのか。それぐらいの最低のものも出してない。これでいくよ、そうしたらおやじ頼むとならないか。それを基礎だけやって、議会からそれは大き過ぎるよ、小さ過ぎるよ、そういうキャパシティのときに仮に大きくなったら、基礎やったやつがその大きさに耐えられなかったというときはどうなるのか。まして、それが特別委員会でも質問が出ていますよね、何人か質問していますよ、具体的に。それが何も解決されないで上がってくるということは、こういう言葉は使いたくないけれども、本当に議会軽視でないか、政策形成の中にお

いて。本当にひどいと思う。先ほど大淵議員も声を張り上げて言ったけれども、私も同調します。本当にひどくないか、これ。そして、副町長方は何も答弁しないで、もっと基本のキの字のことをやらないといけないのではないですか。役場の庁舎を建てるのと同じです。目的基金がある程度たまったら、庁舎を建てる。議会に、基礎だけやるから、あとは上物がある程度煮詰まったら皆さんにかけるから、先に基礎やっておいて、何を言えますか。これ以上言っても云々になるけれども、それについて取り下げして委員会付託したほうがいいですよ。それぐらいの気持ちはないですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今回ご提案申し上げている内容は、工事請負契約に関する締結という趣旨でご提案申し上げています。前田議員が申しておりました点については、駅を含めた全体像のお話と認識しています。現在駅舎のトイレの改修、これらについても今設計中でございまして、これらが上がり次第議会のほうにご説明したいと考えていますし、自由通路も上の部分は前にイメージ図でご説明した中では、階段部分の吹き抜けといいたいでしょうか、高さが余りにもあると、そういうところは縮減してでもコストダウン、あるいは維持管理費、こういった部分も削減すべきだと、こういうご意見をいただいた中で、現在見直しをかけて、それらの設計も同時並行で行っています。それらがきちんと整理された上で議会にご提示申し上げて、ご説明させていただきたいと思っております。

今回はあくまでも桁製作の請負契約であります。例えば幅員も3メートルというのは、橋梁の示方書というのがございまして、これについて最低限の幅員は保たせていただいたと。これ以上広げると今度は過大設計でいろんな分野の指摘事項になっていきます。そういう示方書に基づいた幅員構成になっているという点でございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 議会の特別委員会で議論されますから、重複は避けますけれども、乗りかえの跨線橋だっという形になるかわかりませんが、ホームとホームがつながったときに、乗降客というのかな、行くときは切符切るからいいけれども、おりたときに出てくる。乗るときだって反対から入れば列車に乗れますよね。そういう場合に誰が、先ほど最後はJR北海道が負担すると言うけれども、初期投資して、事業が始まったときにそういう乗客の管理とか何かという部分で疑問があるのです。そのときに白老町が出しますといたら、仮に人件費、両方に2人つけたとか何かとなったら、かなりの額になっていきます。そういうランニングコストも示さないで、基礎だけやらせてくれと。子供が大きくなるのがわかっていて、小学校の子供に10センチの足なのに15センチの靴を履かせているのと同じです。なぜそういうことになりますか。それは整理されていますか。そういうことすら特別委員会で議論されていないのです。

私は否定しているわけでないのです。手続の問題です。これだけの何億円もかかる仕事をして、まして象徴空間のおもてなしとか一応大義をうたっているけれども。白老町の顔が変わるのですよ、まちの姿が。それがなぜ何も示さないで何でここに、駅北だっという整理されていな

いのに。だから、委員会付託したほうがいいですよ、否決される前に。してもらったらどうですか、副町長。そして何時間もかけて議論して、示して、理解のもとでやったほうが私はいいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） さまざまご指摘もありましたけれども、今回確かに前田議員がおっしゃるとおり全体像が見えないと言われると、もうそれ以上のことは、全体像はイメージしか示していませんので、なかなか議論はできないかなとは思いますが、町としては例えばJRの管理はJRが管理をすると、乗りかえ跨線橋、ホーム間を渡る。これは基本としていますので、そういった部分の管理区分ははっきりしています。今私どもがなかなかつらいのは、全体像をしっかりと作り込んで議論してこういうことをスタートしていくという部分はあるのですが、一方ではJR北海道との協定もある中で事業がどんどん進んでいるというのは否めないところがあって、今回これを何とか議決をいただかないと、桁製作が間に合わなくなっていく。そして、工事自体がまたおくれていってしまう。それが町だけで対応できるのなら、まだいろいろ考える余地があるのですが、一方では国もお金を出す、それからJR北海道もお金を出すと、3者協定をした中で事業を進めている部分がどうしても重くあるものですから、今回この請負契約締結という部分は何とかご承認をいただいて、一日も早く全体像、それからランニングコスト、そういった部分もご説明はしっかりやっていきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の説明で多少理解できましたけれども、そこまできょうの議案を提出する期限が決まっていたら、私が前段言ったほかの議員も言っていることがなぜこれにあわせてできなかったのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） その部分の例えば維持管理費も含めて、設計が上屋の部分も今いろいろコストを下げるという部分で、これまで特別委員会でいただいたご意見を参考に変更をかけていっています。それは、今回間に合わなかったということなのです。それをしっかりと作り込んで、例えば維持管理費もこのぐらにかかるという部分を明示して展開していきたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点だけ、要するに議会側が言いたいことは何かというと、政策形成上少なくとも到達点。全てがわかった段階で説明しますというのは、それなりの説得力があるように聞こえるのだけれども、こういう経過で、例えばですよ、基本的には国が補助金がこれだけで、町がこれだけで、JR北海道はこれだけ、そんなのをコンクリートされてから言たって間に合わないのです。僕はきのうも政策形成過程のことを言っているのはどういうことかということ、例えば今答弁されたようなことが今こういう形で協議しています。しかし、残念ながらまだこれは固まっていませんと、そういう経過があつて出てきたら、みんなこういう議論にならないのです。そのことを何度言っても理解できないのですよ、町側は。

僕は個人的にも言っているし、特別委員会も開く、何度も何度も言っています。1回、2回ではないです。

もっと具体的にはこういうことです。例えば駐車場が9,000万円かかるといったのが3,000万円になったと、そうしたらそれがあれだけ2月に議論になっているのだから、それは賛否はあるけれども、これはこういう形で改善されるということがわかっただけで、すぐやらなければだめですよ、議会側に。それが2月に言って、3月、4月ぐらいに大体わかっただけで、それが報告されるのは6月なんて、こういうことをやるから政策形成上で議会と町がかみ合わないのです。何でそこがわからないのか。全部固まって出せなんて言っていない。JR北海道は何百何十何円まで出すと言わないからだめだなんて言っていますか。基本的にはこの部分は3分の1、この部分は半分とか、いいではないですか、それで。何でそういう報告ができないのか。ただ協議中だけです、JR北海道に関して言えば。それで何を議会は理解するの、何を。言っている意味がわかっていないのか、それともわざと出していないのか、どっちかとしか言いようがないのです。そういうことを議会側が言っているのだということを理解すれば、そのことがわかれば、議会側は議論して、その中で納得していくことはたくさんあるでしょう。これは残念ながら今JR北海道と協議中だから言えませんが、言えればいいのだから。それも全部JR北海道との協議中です。そんなばかな話がどこにありますか。そういうことを言っているのだということをお聞きしていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 昨日からの一般質問でもありましたとおり、改めまして事が進んでいく、そういう段階でそれぞれの過程において変わってきた部分は丁寧に議会に説明すべきだと、そういう点では私どもも十分理解いたしました。今後においてもそういう過程が、もう結果で後ろには戻れませんが、これから進めていく上でさまざまな展開で変わったこと、あるいはこれまでであった課題、討論してきたことで一つ一つ整理ができた段階で議会のほうにご説明していくと、そういう対応をしてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 末広東町通り跨線橋（自由通路）の整備工事（桁等製作工））、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第15号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第18、議案第15号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本心配付の議案第15号でございます。議15—1でございます。白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、知識経験を有する者のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成30年6月21日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町字萩野302番地1、氏名、菅原道幸、生年月日、昭和24年4月7日生まれ、69歳。

履歴、次の議15—2をお開きください。履歴調書でございますが、記載の学歴、職歴につきましては、朗読を省略させていただきます。なお、公職歴のところでございますが、平成26年7月から今回ご提案してございます白老町監査委員として現在に至っております。

続きまして、議15—3、議案説明でございます。白老町監査委員として菅原道幸氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第15号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで再度暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号 平成29年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第19、報告第1号 平成29年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報1-1をお開きください。報告第1号 平成29年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号、第8号、及び第9号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月15日提出。白老町長。

次のページでございます。平成29年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第20、報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報2-1をお開きください。報告第2号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成30年6月15日提出。白老町長。

記、(1)、株式会社白老振興公社平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画。

(2)、一般財団法人白老町体育協会平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第21、報告第3号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第22、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議員研修会等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第4号 ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検
の改正方針に反対する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第23、意見書案第4号 ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改正方針に反対する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改訂方針に反対する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改訂方針に反対する意見書（案）

政府・財務相は、2014年10月の財政制度等審議会に、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護支援計画（ケアプラン）作成の有料化を提案しました。

介護報酬6%削減、要介護1の生活援助の保険給付はしなど、セットで提案されたものの、世論の反対や介護報酬削減への不安を受けて、実施が見送られていたものです。

日本介護支援専門員（ケアマネ）協会は、22万人の反対署名を集め、「誰もが公平にケアマネジメントを受けることを阻害する」、「真にサービスを必要としている人が、必要なサービスを利用できなくなる危険性がある」と、有料化に断固反対しています。

現在、厚生労働省は、来年度の介護報酬改定でホームヘルパーが掃除や調理を行う訪問介護の生活援助を1日1回程度以上利用する場合、ケアマネジャーの市町村への届け出を義務づけ、保険者にケアプラン点検を行わせる方針です。

介護認定の抑制、生活援助の改訂は、介護保険の理念である利用者の「自立支援」を著しく損ね、制度を根底から崩すことになりかねません。

ケアプラン作成は、利用者とケアマネの契約で成り立つサービスです。高齢者とその身近な相談相手・専門家として接するケアマネジャーなどの当事者や多くの介護事業所が反対しているも、ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改訂は実施しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改訂方針に反対する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第5号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める
意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第24、意見書案第5号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ケアプラン作成の有料化、ケアプラン点検の改訂方針に反対する意見書（案）

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体がふえています。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告

○議長（山本浩平君） 日程第25、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、白老町における民泊のあり方について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員等、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、調査結果。

（1）、民泊サービスの概要。

民泊サービスとは、「住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部または一部を活用して、宿泊サービスを提供するもの」としている。住宅を活用して宿泊サービスを提供する行為は、従来から友人・知人を自宅に泊める行為や、農山漁村地域における自然、文化、人々の交流・体験を目的として地域住民が旅行者に自宅を貸し出す行為などが見られてきた。現在民泊サービスは、住宅を宿泊施設として提供する人と旅行者をマッチングし、宿泊サービスを提供するビジネスとして急速に拡大しており、世間の注目を集めている。

わが国においては宿泊サービスを反復継続して有償で行う場合は、旅館業法に基づく許可が必要であるが、許可を得ずに実施される違法な民泊サービスが広がっており、その対応が急務となっている。このようなことから適切な規制のもとで民泊サービスを推進するため、平成29年6月16日に住宅宿泊事業法が公布され、平成30年6月15日に施行される。

（2）、民泊制度の法的概要。

①、旅館業法（簡易宿所）と住宅宿泊事業法（民泊）の違いについて。

営業に係る日数（180日以内）また地域制限。旅館業法で営業できない地域でも、住宅建築可能な地域であれば営業は可能、住居専用地域では土日は営業可能。

②、6月施行住宅宿泊事業法に基づく民泊と本町のかかわりについて。

民泊を営業する場合の届け出受理や指導監督は北海道が対応。

③、民泊営業に伴う悪影響や危機への歯どめについて。

営業の届け出の徹底、玄関等への標識の掲示、宿泊者名簿の作成、定期清掃のほか、騒音対策や苦情対応が義務づけされている。

④、無届け、違法民泊について指導内容、管理監督について。

住宅宿泊事業法には知事による監督として業務改善命令及び業務停止命令、また報告徴収及び立入調査がある。違反者は罰則の対象となる。

⑤、建築基準法、消防法の規制における旅館と民泊の違いについて。

用途地域の建築制限については、旅館は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域では建設できないが民泊施設は、戸建て住宅または共同住宅であることから、工業専用地区以外の用途地域での建設はできる。

非常用照明器具の設置については、旅館は居間と避難経路に、共同住宅は避難経路に義務化されている。戸建て住宅は義務化されていないが、民泊新法では、家主不在型、宿泊室が50平方メートルを超える家主居住型等の民泊施設では、宿泊室と避難経路に設置が義務化されている。

自動火災報知設備については、民泊新法では義務ではないが、消防法の規定に従うことで、小規模な家主居住型であれば、住宅用火災報知機の設置で足りる。

避難経路の表示については、消防法の義務はないが、民泊新法では、家主居住型、不在型を問わず義務化される。

8、委員会の意見まとめ。

第1に、住宅宿泊事業法施行要領に基づく民泊制度の的確な運用を図るべきである。

住民の立場に立脚した民泊事業や管理業に対する規制の運用を通し、本町における民泊事業が円滑に実施される環境整備を行うことが民泊に対する信頼や住民生活との整合性を図ることと考える。

このような的確運営の上に、2020年民族共生象徴空間の開設を迎える本町において、宿泊施設の充実施策の一環として民泊事業の推進を支援していくべきである。関係課が連携し、事業検討者や地域住民からの相談窓口の充実、民泊制度の周知を図っていくことが重要と捉えている。

実際の民泊事業実施は、外国人観光客に対する受け入れ対策の充実という側面が考えられるが、修学旅行者の受け入れなど、国内旅行者の受け入れを通じた町民の意識喚起や民泊制度の習熟という観点を持つべきである。

単なる観光的な側面ではなく、2年後に控える民族共生象徴空間開設を踏まえ、「人を動かす、人を集める」経済施策充実の一環としての位置づけを図り、白老町の魅力発信施策の一環として民泊施設事業を捉えていくことが求められる。10年20年先の本町の将来を見据え、交流人口増加と経済波及に対しそのような展望を持った上で、民泊制度の位置づけや運用が政策的に図られるべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項。（1）、常任委員会・議会懇談会について。

（2）、分科会。①、総務文教分科会・白老町町民活動サポートセンターとの懇談。

②、産業厚生分科会・白老観光協会との懇談。

（3）、小委員会。

・議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

・議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び議会懇談会・議会広報の編集・発行における調査研究を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）、広報広聴常任委員会。

①、議会だよりの編集・発行について。

以前から課題であった文字が小さい・見づらいという町民の声に対し、小委員会において一般質問の構成・文字の大きさを見直すところから始めようとの検討が進められ、本年6月定例会一般質問から今までの5段構成10.5ポイント文字から4段構成12ポイント文字へと変更することとし、議会だより164号発行に向けた作業を進めることとした。

②、議会懇談会の開催検討について。

昨年度の反省を踏まえ、5月25日の小委員会で各会派から出された今年度の議会懇談会の実施内容について議論し、2つの提案による検討を行った。

ア．カフェスタイルで少人数のグループに分かれ、複数会場で懇談会を開催し、町民と議員がくつろいだ空間の中で、気軽に意見交換できる場を設ける。（高齢者や子育て世代のお母さんが集まる会場を設定する）。

イ．公開議員研修会を開催し、町民にも参加を呼びかけ、研修（講演会）終了後に町民と議員で幾つかのグループをつくり、テーマについて懇談をする。

小委員会では、昨年度は、町に対し政策提言をした。ア．の案では、以前の反省が踏まえられていない。今までの反省点（決まった人が時間をかけて話し続ける・大勢の前で話ができない人がいる・テーマに沿った懇談ができない等）を改善するためには大きな改革が必要であり、イ．の案で実施したいと考え、実施時期は11月初旬とした。

以上のことを常任委員会の中で確認し実施に向けた作業に取り組むこととした。

広報広聴常任委員会が設置されてから10年が経過し、振り返る時期に来ているように思われる。今年度の懇談会終了後には、今後の広報広聴常任委員会のあり方についての検証が必要と考える。

(2)、分科会。

①、総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老町町民活動サポートセンターとの懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

②、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、白老観光協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである

(3)、小委員会。

小委員会は、議会広報第163号の編集・発行に関する調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第26、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、総務文教常任委員会で調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査「循環型の地域社会づくりの現状と課題」について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第27、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日22日から9月30日までの101日間を休会といたしたい思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。
明日22日から9月30日までの101日間を休会いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保